

第百九十回国
参議院財政金融委員会會議録第十二号

平成二十八年五月十二日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十日

辞任

阿達 雅志君
高橋 克法君
田城 郁君
柳田 稔君

補欠選任

岡田 直樹君
岩城 光英君
白 眞勲君
前川 清成君

五月十一日

辞任

堀内 恒夫君
磯崎 哲史君

補欠選任

伊達 忠一君
櫻井 充君

五月十二日

辞任

岩城 光英君
岡田 直樹君
中西 健治君
山谷えり子君

補欠選任

島田 三郎君
山下 雄平君
柘植 芳文君
井原 巧君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

大家 敏志君

委員

愛知 治郎君
石田 昌宏君
長峯 誠君
大久保 勉君
西田 実仁君
井原 巧君
島田 三郎君
伊達 忠一君
柘植 芳文君
中西 健治君

国務大臣

国務大臣
(内閣府特命担当大臣(金融))

副大臣

内閣府副大臣
財務副大臣

大臣政務官

内閣府大臣政務官
財務大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官
金融庁総務企画局総括審議官
金融庁監督局長
総務省統計局統計調査部長

中西 祐介君
宮沢 洋一君
山下 雄平君
山谷えり子君
山本 一太君
尾立 源幸君
大塚 耕平君
櫻井 充君
白 眞勲君
竹谷とし子君
大門実紀史君
藤巻 健史君
中山 恭子君
平野 達男君
麻生 太郎君

参考人

文部科学大臣官房審議官

義本 博司君

日本銀行総裁

黒田 東彦君

日本銀行副総裁

岩田規久男君

日本銀行政策委員会審議委員

櫻井 眞君

日本銀行理事

雨宮 正佳君

日本銀行理事

榑田 誠希君

日本銀行理事

武田 知久君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

(日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件)

○情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大家敏志君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、高橋克法君、阿達雅志君、田城郁君、柳田稔君、磯崎哲史君及び堀内恒夫君が委員を辞任され、その補欠として岩城光英君、岡田直樹君、白眞勲君、前川清成君、櫻井充君及び伊達忠一君が選任されました。

○委員長(大家敏志君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として

内閣官房内閣審議官土生栄二君外四名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大家敏志君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大家敏志君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁黒田東彦君、同副総裁岩田規久男君、同政策委員会審議委員櫻井眞君、同理事雨宮正佳君、同理事榑田誠希君及び同理事武田知久君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大家敏志君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大家敏志君) 財政及び金融等に関する調査のうち、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件を議題といたします。

日本銀行から説明を聴取いたします。黒田日本銀行総裁。

○参考人(黒田東彦君) 日本銀行は、毎年六月と十二月に通貨及び金融の調節に関する報告書を国会に提出しております。本日、我が国経済の動向と日本銀行の金融政策運営について詳しく御説明申し上げる機会をいただき、厚く御礼申し上げます。

まず、この度、熊本地震によって犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

日本銀行は、熊本支店を中心に現金の供給など

決済インフラの維持に努めております。また、先月末の金融政策決定会合では、熊本地震の被災地の金融機関を対象に、復旧復興に向けた資金需要への対応を支援するため、総額三千億円の被災地金融機関支援オペの導入を決定しました。この措置が、被災地の復旧復興を後押しすることを期待しています。

次に、我が国の経済金融情勢について御説明申し上げます。

我が国の経済は、新興国経済の減速の影響などから輸出、生産面に鈍さが見られるものの、企業・家計部門共に所得から支出への前向きの循環メカニズムが作用する下で、基調としては緩やかな回復を続けています。先行きについては、当面、輸出、生産面に鈍さが残ると見られますが、国内需要が増加基調をたどるとともに、輸出も、新興国経済が減速した状態から脱していくことなどを背景に、緩やかに増加すると見られます。このため、我が国経済は、基調として緩やかに拡大していくと考えられます。

物価面を見ますと、生鮮食品を除く消費者物価の前年比はゼロ程度となっています。もともと、生鮮食品、エネルギーを除く消費者物価の前年比は、三十か月連続でプラスを続け、最近では一%を上回る水準で推移するなど、物価の基調は着実に改善しています。先行き、生鮮食品を除く消費者物価の前年比は、エネルギー価格下落の影響から、当面ゼロ程度で推移すると見られますが、需給ギャップの改善や中長期的な予想物価上昇率の上昇を背景に物価の基調は着実に高まり、物価安定の目標である二%に向けて上昇率を高めていくと考えています。原油価格が現状程度の水準から緩やかに上昇していくとの前提に立てば、二%程度に達する時期は、二〇一七年度中になると予想しています。

次に、金融政策運営について御説明申し上げます。日本銀行は、一月の金融政策決定会合においてマイナス金利付き量的・質的金融緩和を導入しま

した。本年入り後、原油価格の一段の下落に加え、中国を始めとする新興国、資源国経済に対する先行き不透明感などから、金融市場は世界的に不安定な動きとなりました。こうした状況の下で、企業コンフィデンスの改善や人々のデフレマインドの転換が遅延し、物価の基調に悪影響が及ぶリスクが増大していました。マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入は、こうしたリスクの顕在化を未然に防ぎ、二%の物価安定の目標に向けたモメンタムを維持するために行ったものであります。

マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入によつて、国債のイールドカーブは大幅に低下しており、これを受けて貸出しの基準となる金利や住宅ローン金利もはつきりと低下するなど、金利面では政策効果は既に現れています。今後、その効果は、実体経済や物価面にも着実に波及していくものと考えています。

もともと、金融政策の効果の波及にはある程度時間が必要であるほか、現状では、国際金融市場において新興国や資源国の経済の先行きに関する不透明感などから不安定な動きが続いている下で、前向きな変化が現れにくい状況にあります。このため、先月末の金融政策決定会合では、政策効果の浸透度合いを見極めていくことが適当であると判断し、現行の政策運営の方針を維持しました。

もとより、世界経済の不透明感が強く、金融市場の不安定な動きが続く下で、我が国の経済、物価の下振れリスクは引き続き大きいと考えています。今後、毎回の金融政策決定会合において、経済、物価のリスク要因を点検し、物価安定の目標の実現のために必要と判断した場合には、ちゅうちょなく、量、質、金利の三つの次元で追加的な金融緩和措置を講じます。

日本銀行としては、マイナス金利付き量的・質的金融緩和の下で、二%の物価安定の目標の早期実現を図ってまいります。ありがとうございます。

○委員長(大家敏志君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○愛知治郎君 おはようございます。自民党の愛知治郎でございます。

まず、冒頭でありますけれども、この度の熊本地震によつてお亡くなりになられた皆様方に心から御冥福を申し上げますとともに、被災された皆様方に一日も早い復旧復興を成し遂げられるように、またお見舞いを申し上げます次第であります。

我々も、東日本大震災で全国から本場に多くの皆様方の御支援をいただいた、そのことを忘れておりません。こういうとき、大変なときこそ力を合わせてこういった問題を乗り切っていかなければいけないと、そう考えております。

また、黒田総裁におかれましては、被災地に対する支援、先ほどおっしゃってくださいました。しっかりと取り組んでいただきますようによろしくお願いを申し上げます。

時間も限られておりますので早速質問に移りたいのですが、今日は黒田総裁と議論をさせていただいたのですが、今日黒田総裁と議論をさせていただいた質問をさせていただきたいと思っております。パナマ文書についてであります。

日本は、この分野に関して、これまでBEP Sを始めとして国際的な議論をリードしてまいりました。ただ、正直なところ、各国の足並み、まだまだ積極的にならないところもあったと思うんですが、ある意味でいうと大変なチャンスであるとも思います。徹底的にやってほしいと期待をしているところでもあります。

特に、基本的にはこういった問題は適法だと主張されている方々は全部公開してほしいというふうには私は思います。なかなかそれは、しっかりと最終的に全て公開というのはハードルは高いかもしれないですけども、少なくとも税務当局はその

情報をしっかりと把握できるような体制をつくるというのは大事だと思います。

その上で、来週末に仙台でG7財務大臣会合が行われますが、日本が議長国としてこの問題について議論をリードすべきだと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○大臣政務官(中西祐介君) 愛知治郎先生にお答え申し上げます。

御指摘のいわゆるパナマ文書に関連した国際的な課税逃れ、これが事実であるとするならば、課税の公平性を損ない、納税者の信頼を揺るがす大きな問題であるというふうに考えておるところでございます。

先生御指摘のとおり、こうした国際的な課税逃れを未然に防止するためには、国際的な協調の下で各国が対策を実施していくということとともに、税務当局間での情報交換、これを充実させることが御指摘のとおり重要だろうというふうに考えております。

こうした観点から、これまでも国際的な連携を取ってきておりまして、このG20での議論を受けて、麻生財務大臣も答弁をさせていただいておりまして、二〇一二年に、浅川議長を中心としてOECDの租税委員会の中でこのBEP Sプロジェクトによって多国籍企業の租税回避を防止するための対策が講じられてきております。

海外の金融機関を通じて脱税への対処については、非居住者に係る金融口座情報を各国税務当局間で自動的に交換するための国際基準、これも策定をされたところでございまして、先日、ワシントンで行われたG20の財務大臣・中央銀行総裁会議において、このいわゆるパナマ文書に関連し、課税逃れや不正資金の流れの対抗策について議論が行われたところでございます。

このG20が推進したBEP Sや非居住者の金融口座の自動的情報交換をより多くの国が着実に実施することの重要性が確認されたところでございまして、日本といたしましては、この国際的な課税、租税回避あるいは脱税の防止に積極的

り組むということと同時に、来週、五月の十九日から愛知先生の御地元で開催をされます、仙台で開催されるこのG7の財務大臣・中央銀行総裁会合の場において、議長国としてこの分野においての国際的な議論をリードしていきたいと考えておるところであります。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

大変期待しておりますので、頑張ってくださいというふうに思います。

では、早速、今日の本題であります金利について議論をさせていただきたいと思っております。

金融庁に参考までに現状について伺いをしたかったんですが、私がこの世界に入ったのは二〇〇一年なんですけれども、それ以降、家計の金融資産はどのように推移してきたのか、簡単に説明いただきたいと思います。

○政府参考人(小野尚君) お答え申し上げます。

二〇〇一年末に千三百八十八兆円であった家計金融資産は、二〇〇六年末には千六百十兆円まで増加いたしました。しかし、その後、リーマン・ショック及びそれに続く世界的な不況の影響で一旦減少しましたものの、二〇一三年以降再び大きく増加に転じまして、二〇一五年末には千七百四十一兆円に達しているところでございます。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

余りにもすごい数字なのでびんとこないんですが、ちなみに、この間の家計の金融資産の増加、随分増えていると思うんですけども、三百五十兆円程度ですか、これは何が寄与していると考えておられますか。

○政府参考人(小野尚君) 御指摘ございましたように、全体では三百五十三兆円、二〇〇一年から二〇一五年まで増えておりますが、現預金が七百七十一兆円から九百二兆円、株式、投信が百二十三兆円から二百六十五兆円、年金、保険は三百七十八兆円から五百十兆円となっております。伸び率で見ますと、株式、投信が一・五%と倍以上増加しております、これまでの貯蓄から投資への取組につきましても一定の成果があったと言える

るのではないかと考えているところでございます。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

お取組、成果として出ているのは喜ばしい限りではあります。一点、私自身がまた驚いたのが現預金についてなんです、これは伸び率は一七%ということでありまして、これは九百兆円もあるんですね、現預金。この間、二〇〇一年以降、預金金利がほぼゼロで推移してきた中で、現預金がこれだけ、多いのもすごいんですけども、増加をしてきた、これはこういった理由だと考えておられますか。

○政府参考人(小野尚君) 愛知先生御指摘のとおり、家計が保有する現預金は、預金金利が低位に推移してきた中におきましても安定的に増加を続けております。この背景につきましましてはいろいろな要因が考えられるところでございまして、確たることは申し上げることはできませんが、例えば、団塊の世代の方の退職に伴い家計に多額の退職金が流入しましたことや、相続に伴う資産の現金化が進んだ可能性などが指摘されているところでございます。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

確かにそのとおりだと思いますが、細かくしっかりと分析をしないといけないと思っております。それは今後の議論に譲りたいと思っております。

ここで、皆さんにこの現預金についてのお話をしたかったんですが、資料を見ていただきたいと思っております。なかなか変わった資料、こういう資料を私も使うことは初めてなのですが、「殿、利息でござる」という、これ映画の話なんです、今週末に封切られる映画なんですけれども、実は、これは私の地元宮城県の大和町吉岡という場所においての実話を基にした映画であります。

実際に起こったことというのは、大和町吉岡という宿場町があるんですが、以前、そのときの事情なんです、今でいうと交付金、交付税交付金のような補助金ですね、これがある事情によって吉岡には一切払われなくなった、もろえなくなっ

た状況にありました。そこで、町がもう減る寸前まで大変困窮をしまして、何とかしなくちゃいけないというときに、町の有志が力を合わせてお金を出し合って、それを伊達の殿様、この映画では羽生結弦選手がやっているんですけども、この殿様にお金を貸し付けて、当時ですと、当時の多分標準なんでしょうけれども、年率一割、一〇%程度の利息をいただいて、それを町の皆さんに配って活用してその危機的な状況を乗り越えたという歴史、実話に基づく映画だそうなんです。

なかなか面白いなと思ったんですが、今日議論したかったのは九百兆のその預金ですね。今は利息というものがほとんど付いていない状況なんですけれども、利息というのはこれだけ活用方法が昔からあるんだというのが一つ。それと、昔、どなたか、イギリスのリーダーだったか言ったんですけれども、日本はこれだけゼロ金利で推移して利息が付かない状況の中で、よく高齢の方々が暴動を起こさないなんて話をしていたんですけれども、高齢者の皆さんの収入って限られているんですね。年金収入か、あと預貯金を持っていればその利息というのが大変重要な収入になると思っております。

消費動向、個人消費をどうにかして活性化させていかなければいけないんですが、個人消費の動向を見ると、六十五歳以上の方々は可処分所得のほとんどを消費に回すというデータも出ております。そう考えてみますと、例えば九百兆円に数%の金利が付いたら相当な収入になると思っております。その多くが消費に回るとなると、これは経済にも随分プラスになるんじゃないかと思っております。

私自身もこの委員会随分議論させていただきまして、またこっちに帰ってきてずっと同じことを言っているんですが、例えば一千万円の貯金があつて三%の預金金利が付いたとしたら三十万円ですね。五十万、百万使うのは人間の心理だと思います。それが一切付かないと十万円を使うとい

うのもためらわれてしまう。今という状況になつていくかという、私の支援者の方々も大勢いるんですが、結構貯金持っているんですね。預貯金あるんですけども、結局、生活は年金の範囲でしかしない、老後が不安だから使えないという方が非常に多いんですね。そういう意味でも、利息活用を考えるのもこれは一つプラスの面で大きい議論されるべきだと思います。

また、ちょっと違う話なんです、以前私、財団法人を運営することがありまして、回していても、公益法人なんです、やっていただけて、利息が得られなかったで収入がなくなっちゃったんですね。営利法人ではないですから、商売するわけにもいかず、結局清算をすることにしました。運営ができなくなつたんですね。そういったところは山ほどあると思うんです。

今回、なぜこのような問題を取り上げさせていただいたかというと、利息、これは大いに活用にできる範囲だと思いますので、是非プラスの面にもしっかりと着目をして、これからまた議論をしていかなければいけないというふうに思っています。

改めて総裁に伺います。この点についてプラスの効果、多分認識をされていると思います。今のマイナス金利については、デフレ脱却のためにあらゆる手段を講じるということで、それは頑張っていると思っております。是非積極的な政策、取り組んでいただきたい、それは評価したいと思っております。ただ一方で、それも認識されていると思いますが、負の面が出てきてしまっていますので、可及的速やかに大胆な政策を行い、そして可及的速やかに健全な状態に戻していかなければいけない、そういうふうにご考えておりますが、総裁の見解を伺いたしたいと思います。

○参考人(黒田東彦君) 御指摘のとおり、金利、この収入というものは貯蓄者にとって一つの重要

な収入であることは事実でありまして、それが金融緩和の中で金利が低下し、利息の収入が減少してきたということが消費に一定の影響を与えてきたということは事実だと思ひます。

他方で、委員御指摘のとおり、デフレから脱却し、持続的な安定的な成長経路に乗せるということがやはり何よりも必要なことであり、そのために日本銀行としてもできるだけ早期に二%の物価安定目標を実現するべく量的・質的金融緩和を進めてまいりましたし、この一月の金融政策決定会合においてマイナス金利付き量的・質的金融緩和というものを導入して、早期達成に全力を挙げて

いるわけでございます。

非常な低金利が長く続くということはいろいろな問題を引き起こす可能性があるとすることはそのとおりであります。他方で、デフレから脱却できなければ、結局のところ、もちろん金利も上がりませんし所得も増えないということになりますので、ここは低金利の様々な影響を考慮しつつも、できるだけ早期に二%の物価安定の目標を達成すべく、今後とも引き続き全力を挙げてまいりたいというふうに考えております。

○愛知治郎君 改めて頑張っていたかと思ひます。

鶏が先か卵が先かという話がありますけれども、我々の経験のしたことの経済状態でもありますので、だからこそ異次元の緩和というものを大胆にやられたと思ひますけれども、これから一つの政策に固執することなく、あらゆる可能性、あらゆる角度から検討して柔軟に対応して

いってほしいと思ひます。正解は一つではありませんので、そして絶対全てが正しく一〇〇%の結果をもたらさなければならぬというわけでもないと思ひます。試行錯誤の上でいろんな面にチャレンジしていいと思ひます。

そのことを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長(大家敏志君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、岡田直樹君が委員を辞任され、その補欠として山下雄平君が選任されました。

○櫻井充君 おはようございます。民進党・新緑風会の櫻井充です。

ちよつと通告になつたんですが、この報告書の概要説明のところ、大体通告している内容と同じようなことなのかもしれないので、まず黒田総裁に質問させていただきたいと思ひます。

二ページ目のところに、物価安定目標である二%に向けて上昇率を高めていくと考えていますと、これは目標を定められているからこれはこれでいいんですが、原油価格が現状程度の水準から緩やかに上昇していくとの前提に立てば、そう書かれています。

しかし、私は、総裁が日銀の総裁の候補として名前が挙がって、あれは議連の委員会で質問させていただいたときに、三つのルートがあるんだという説明をしていたかと思ひます。三つのルート

で物価を上昇させていくと。一番は何かというと、デフレ期待を脱却させて、要するにこれから物価が上がっていくんだから個人消費について喚起していくんだと、これが一番物価上昇の原点だというお話だったわけですよ。二つ目は、企業がですね、企業が金利が下がることによって更なる設備投資を行っていくこと、企業活動が活性化されて物価が上がっていくこと。これは私は真つ当な意見だと思ひますが、しかし本当に気に働きかけて消費が増えるのかどうかについては、あの当時、私は相当懐疑的でした。

問題は何かというと、副作用である円安に誘導されて輸入物価が上がってくることによって物価上昇をさせていく、もう今やこの副作用の三つ目

しかないと言わなければならない内容になつていますよ。そうすると、真つ当な形で物価を上昇させるのではなくて、いわゆる円安に誘導した副作用によつてのみ、もうこれはここにしか頼りにならないんだという言い方をしているということ、は、はつきり申し上げて方向が間違つていんじゃないですか。

今のやり方そのものが根本的に間違つていっていると私は思ひますけど、この点についていかがですか。

○参考人(黒田東彦君) この二%の物価安定目標に向けて上昇率を高めていくことは、冒頭で申し上げましたとおり、需給ギャップの改善や中長期的な予想物価上昇率を背景にして物価の基調が着実に高まつていき、物価安定の目標である二%に向けて上昇率を高めていくというふうに考

えていると、これは政策委員会でも議論して、展望レポートでもお示ししている考え方でございす。それに加えて、原油価格が現状程度の水準から緩やかに上昇していくとの前提に立てば、二%程度に達する時期は二〇一七年度中になると予想しているという、これも政策委員会で議論して、展望レポートで示したところでございす。

原油価格が一昨年の夏以来七〇%を超える下落がありまして、それが生鮮食品を除く消費者物価の上昇率を引き下げて、現状ゼロ程度で推移していることは事実でありますけれども、展望レポートでもお示したとおり、原油価格が現状程度の水準から緩やかに上昇していくと、これは特別に日本銀行としての見通しを立てているというよりも、原油価格、先物価格の動向を踏まえてこのような前提を立てて、二%程度に達する時期について予想をしているわけでございます。

展望レポートの中では、御指摘のその為替レートについて特別に大きな記述はしておりません。○櫻井充君 済みませんが、答弁、もつと短くしていただけないですか。

私が聞いているのは、方向は間違つていないのかと聞いているんです。これについてどうお考えですか。

○参考人(黒田東彦君) 方向は間違つておりません。

○櫻井充君 じゃ、改めて、二%の物価目標という方向は間違つていないと、仮にそこは百歩譲つたとしても、今のやり方そのものは間違つてい

とはお考えじゃないんでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) 考えておりません。

○櫻井充君 それでは、じゃ、もう一度お伺いしておきますが、なぜそうすると目標は達成できないんでしょうか。目標が達成できていないということは、やり方がどこかで誤つている、最初の想定とは違つてい

ることが起こつてい

からこそ、今のようになつていないんじゃないですか。

私は、一番申し上げておきたいのは、気に働きかけるというところが、ちよつといいですか、総裁、聞いてくださいよ、ちゃんと。気に働きかけるというところが根本的に間違つていたんじゃないですかと私は思つてい

いうことじゃないんですか。

○参考人(黒田東彦君) この点につきましては、物価の上昇率を決めるものは何かというのについては、政策委員会でも長く議論しておりますし、様々なエコノミストの議論もございすけれども、やはり基本的に、予想物価上昇率と足下の需給ギャップ、この二つが非常に大きく影響する。もちろん、原油価格の動きであるとか為替の動きであるとかいうことも影響することは間違いないですけれども、中長期的に見た物価動向を決めるものというのは、やはり予想物価上昇率と需給ギャップであろうと。そういったものに両者に働きかけていくという形で金融政策が物価に対して影響を与えていくということでございす。

○櫻井充君 結局、需給の方が僕は強いと思うんです。例えば、被災地で、これで説明になるかどうか分かりませんが、例えば生コンなんかは一立米七千円で取引されていたわけです、震災前は。だけど、公共事業が増えて生コンの需要が増えて、今は宮城県で一萬五千円前後で取引されているんです。

ですから、需要が高まれば物の値段が上がってくるとするのは、これは経済原理として当たり前のことだと思ってるんです。つまり、消費が喚起されないから、だからこそ物価が上がってこないということに尽きるんだと思ってるんです。

それは、ここは総裁と私の考え方の根本的な違いだと思いますが、繰り返しになりますが、物価が上昇してくるということになれば庶民は買い控えるんですよ。だから消費が落ちると、私はそう思います。そこが、庶民の気持ちと総裁は分かっているから誤っている政策をこのまま正しといひ続けられているんじゃないかと思ひますが、改めてお伺ひしておきます。総裁は、このままの政策でいいとお考えなんですか。

○参考人(黒田東彦君) 現在の政策は、金融政策決定会合において十分な議論を行って決定してき

ておるものでございす。私自身、現在の政策が適切なものであるというふうに考えております。

○櫻井充君 政策決定会合のメンバーそのものが果たしていいメンバーなのかどうかという議論はあると思ひますよ、はつきり申し上げておきます。今回の方だつて、学歴詐称問題が取り上げられるような、しかも、後で白さんが取り上げますが、修士論文だつてまともな修士論文じゃないようなものを書かれていような方がメンバーに入っていること自体、僕はおかしい話だと思ひますし、私は白川総裁や山口副総裁の時代の日銀の政策の方がはるかに正しいと思ひます。私は政策決定会合の場に出させていただきました、財務副大臣として。ですが、あの当時の議論の方がよほど現実を捉えていると思ひてゐるんです。

現実を捉えていない例を一例だけ申し上げておきたいと思ひますが、日銀は、中小企業においても賃上げの動きが広がっていると、そういうふうには、これは日本銀行の方、政策決定会合の中の意見の中でこういうのがありますと、そうなるんですが、どうしてこの中小企業において賃上げの動きが広がっているという、そういう評価になるんでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) この点は様々な議論が行われまして、展望レポートでもそのようにお示ししておりますけれども、量的・質的金融緩和の導入以降、先ほども申し上げたとおり、物価の基調が改善して、最近ではプラス一%を上回る水準まで来ております。

特に、賃金につきましては、一昨年、約二十年前にベースアップが復活いたしました、今年も三年連続でベースアップが実現する見込みである。ただ、大企業のベースアップの率は昨年よりも若干低下しているようございす。他方で、中小企業において賃上げの動きが広がっているというところは事実であるというふうに思ひております。

○櫻井充君 そこが根本的に間違っているんですよ。

日本銀行が調査されている中小企業の定義、それから、何社調査されていますか。

○参考人(黒田東彦君) いわゆる日銀の短観では、一万社程度を調査の対象にしております。

○櫻井充君 正確に申し上げておきますと、日本銀行で調査されているのは五千七百五十一社、それで資本金二千万元以上です。この資本金二千万元以上で五千七百何社しか調査してありません。日本には中小企業って何社あるか、総裁、御存じでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) 先ほど申し上げたとおり、日本銀行の短観では一万社強を調査の対象にしておりますけれども、そのうち、いわゆる中小企業としては五千七百社程度が対象になっております。

足下で中小企業が何社あるかは、手元にデータを持っておりません。

○櫻井充君 手元にはないかと答えられない程度の認識なんです。三百八十万社あります。

三百八十万社のうちの僅か五千何百社、しかも資本金二千万元以上のところをピックアップしてきて、どうして中小企業全体のような意見が言えるんですか。ここが根本的に間違っているんですよ。

中小零細企業が多くを占めている中で、サラリーマンの皆さんの七〇%が中小企業で働いているんですよ。そうすると、そういうある特定のところだけ調べて、それで賃金が上がっているとか良くなっているとか、そういう話しかないから、政策が間違っているんですよ。この点について、いかがお考えですか。

○参考人(黒田東彦君) 先ほど申し上げた中小企業五千七百社は一定の基準でサンプルしているわけございまして、それがいわゆる日銀の短観における中小企業の代表的なものであるというふうには思ひております。ただ、御指摘のように、個人企業であるとかあるいは資本金の小さなところ

は、日本銀行の短観はカバーしてありません。

他方で、様々な賃金統計あるいは春闘での動向が、使用者側である経団連であるとかあるいは組合側である連合等が様々な中間報告を出してありますけれども、それらを見ましても、昨年よりも大企業のペアが大幅になっていることは事実ですけれども、他方で、中小企業に幅広く賃上げが波及しているという状況はうかがわれるのではないかとこのように思ひております。

○櫻井充君 別に大企業のことを聞いていませんで、中小企業に対する認識、ですから、総裁は正の部分だけ見てそれで判断されているから正しいとおっしゃっているんです。

この副作用によつて輸入物価などが上がつて、給料が上がらない中で、それから年金の支給額が増えない中で、生活している方々にとつてみれば生活は苦しくなっているんですよ。だから、一部の輸出業界の人たち、大企業などを見て、良くなった良くなったという話をされているところ自体が間違っているんじゃないですかと申し上げているんです。

先ほど、答弁の中で、えっと思ひましたが、本当に日本銀行は中小企業のことを見ているんですか。一部のところをピックアップしているだけの話であつて、全体像はきちんとは見れていないんじゃないですか。

○参考人(黒田東彦君) 先ほど来申し上げておりますとおり、日銀の短観というものは、中堅企業、中小企業、特に中小企業について五千七百社程度をサンプルで抽出して調査をしているわけございす。

先ほど来申し上げているとおり、個人企業であるとか非常に小さな企業については日本銀行が直接調査していることはございせんが、賃金につきましては様々な統計が出ておりまして、そういったものを見る限り、中小企業に昨年よりもより賃上げが波及しているという事実はうかがえるのではないかとこのように申し上げております。なお、企業の業況判断あるいは収益状況など

は、少なくとも日本銀行の短観の調査での中小企業を見ますと、かなり大幅に改善しているということとは事実でございます。

○櫻井充君 これは、本場に多くの中小企業者の方々の前でそういう発言をしていただきたいなと思いますね。

資本金二千万以上で、例えば今個人、零細のことを指されましたが、別に一千万以上の企業だつてあるわけであつて、そういうところは全然その対象の中に入っていないんですから。

それで、私、何でこんなことを言っているのかというと、個人消費は決して伸びていないんです。総務省の統計上はそうなっているんですよ。

ところが、日本銀行はその家計調査に対して、記入負担が重いから比較的時間に余裕のある専業主婦の世帯や高齢者世帯にサンプルが偏っている可能性がある等も指摘されています。総務省の家計調査そのものの自体のサンプルの取り方がおかしいんじゃないかと、ここでクレーム付けているんですよ。自分たちのサンプルの取り方がめっちゃくちゃなくせに、人様の取り方がおかしいなんと言ってくる私は権利というかそんなのないうるんですが、こういうことを言われて、総務省、どう感じますか。

○副大臣(土屋正忠君) 家計調査は、家計収支の実態を明らかにすることを目的として、世帯側から消費の実態を詳細に把握する調査であります。毎月行つております。

家計調査については様々な御指摘があることは承知をいたしておりますが、例えば世帯主の年齢分布について二〇一〇年の国勢調査と比較すると、六十歳以上の高齢者は、家計調査では四五・四％、国勢調査では四四・五％と、家計調査の方が一・〇ポイント多くなつております。また、三十歳未満の若年層は、家計調査では二・三％、国勢調査では三・七％と、家計調査の方が一・四ポイント少ないなどの若干の差があるわけでありまして、今御質問のありました中には、経済財政諮問会

議の背景もあるかとも思いますが、世帯主の年齢分布を補正して推計した消費支出の結果をこの四月から参考値として提出を開始したところであります。

いずれにせよ、結果の推定方法の工夫や調査へのICTの活用などによる回答しやすさの向上など、統計の精度向上につきましては引き続き努力をしていきたいと、このように考えております。

○櫻井充君 こういうふういきなりとした形でやっている調査に難癖を付けて、自分たちがやっていることについては反省もせずと。だから、間違つた方向だけずっと続いているんだと、私はそう思いますね。

個人消費、伸びていないじゃないですか。二月の総務省の統計は伸びていますよ、対前年比ですから。なぜかという、うるう年だったからです。ですから、去年より増えるのは当たり前話なんです。

ですが、ここの中でもう一つよく言われているのは、季節的な要因なんだと。確かに婦人用のコートなどの売上げなどは落ちてはいますが、一方で、世帯主の小遣いとか、それから仕送りとか月謝とか、それから葬儀費用とか、季節と全く関係ないものが相当減っているんですよ。

いいですか、総裁、こうやって庶民は必要でないものを、必要でないというか、日常生活で米とかパンとか、この消費は減らしていませんよ。涙ぐましい努力をしているのは、カップラーメン物すごく増やしていますからね。こうやって安いもので何とか生活をしているんですよ。一方で、生活に必要なものという世帯主の皆さんに本当に気の毒だと思ひますが、そういうものを減らしてですよ、減らして生活に対応しているんですよ。こういう実態をちゃんと知らないで、済みませんが、方向そのものを間違ふんじゃないかと、私はそう思いますね。

もう一つ、まあしょうがない、幾ら言つたつて水掛け論になるんでしょから、このまま行つて、後、これだけ国債を抱えて本場に大丈夫なん

ですか。国債というのは、このまま、これだけの借金を多額に抱えていて、これからずっとマネタリーベースで上げていくんだらうと思ひますが、これだけのものを、国債を抱えて日本銀行としてきちんとやっていくんですか。

○参考人(黒田東彦君) 量的・質的金融緩和、二〇一三年に導入して以来実施しているわけでございます。当然、日本銀行の財務に影響を与えたいことはそのとおりでありますけれども、やはり日本銀行の責務である物価の安定のために必要な政策であると考えております。したがって、財務の健全性に留意しつつ、必要な政策として行つていくということでございます。

なお、御案内のとおり、日本銀行ではマイナス金利付き量的・質的金融緩和に伴う収益の振れを平準化する観点から、収益が上振れする局面で一部を積み立てて、将来下振れする局面で取り崩すことができるように、昨年、引当金制度を拡充するなど財務の健全性の確保に努めているわけでございます。

○櫻井充君 これ、日本銀行がどこかの段階で今の金融緩和と政策を方向転換しなきゃいけなくなると思ひます。そうすると、国債の買手というのは本場に市場であると思ひますか。どこがこの後日本銀行が抱えている国債を買ってくれるんだと、そう思つていらつしやるんじゃないかと。

○参考人(黒田東彦君) 国債につきましては、当然政府が国債管理政策という形で様々な工夫をしておられることは承知をいたしております。日本銀行が足下のマイナス金利付き量的・質的金融緩和の下で年間約八十兆円相当のものを市中から買入れているわけですが、委員御指摘のとおり、将来二％の物価安定目標が実現し、それが安定的に推移するというふうになれば、当然出口ということになつてまいります。

その出口の戦略あるいは手法につきましては、そのときの最も適切な方法で行つていくということに尽きると思ひますので、具体的な出口についての議論は時期尚早だと思ひますけれども、市中

に国債を消化する力がないということはないというふうな考えております。あくまでも価格との関係であらうというふうな思つております。

○櫻井充君 何でこんなことを申し上げているのかというと、もういいかげんこうやって金融緩和続けることを私はやめた方がいいと思つていんですよ。なぜかという、効果ないんですから。これだけ当座預金積み増しましたよ。確かに貸出しの量は若干増えているんですが、貸出しの量が増えている、傾きはですよ、あの当時の白川総裁、それから山口副総裁の時代と実は何も変わっていないんですよ。ですから、リーマン・ショックの後、それから東日本大震災の後、景気が回復してきている基調に乗つかつて増えてきているだけの話であつて、当座預金を積み増したからといってですよ、当座預金を積み増したからといって、その後貸出しが増えていくわけでも何でもないんです。今まで何回かこういうことは繰り返されてきました。ですが、このことによつて、済みませんが、貸出しが大幅に増えたということはないんですよ。

大体、今の貸出金利つてもう本場に最低レベルですよ。何でこれだけ金利を下げてみんないからではないのかといつたら、借り手がいないからですよ。金利が高いから借りないんじゃないから、借り手がいないだけの話ですよ。景気が悪いからそうなっているだけの話であつて。だから、こういうことをやつて国債大量に抱え込んで、この後どなたが総裁やられるのか分かりませんが、黒田総裁の尻拭いやる人、僕は大変だと思ひますよ。大体、中央銀行の信頼だつてそのうちなくなりますよ、こんなことをやっていたら。

私は、あの当時、政調会長を務めさせていたでいて、最終的には賛成の投票をしたことについて本場に後悔していますよ。政府の方から何とか賛成してくれということと言われました、正直申し上げて。アジア開発銀行の総裁はもうその時点で辞められていて、アジア開発銀行を辞めて日本銀行の総裁として立候補されるということに

なっていたので、恥ずかしい思いをさせたくない
と思って、私は、済みませんが……（発言する者
あり）笑っている場面じゃないからね。本当にひ
どい。本当に反省していますよ、後悔しています
よ。私は、早くに黒田総裁を辞めさせることが日
本の国益につながっていくことなんだと、今日
はもう本当に確信いたしました。これからずっと
戦わせていただきます、根本的に間違っています
からね。

まず、じゃ、中小企業についてもう一度だけ聞
いておきたいと思いますが、資本金二千万以上の
調査はこのままで適正だとお考えなんですか。そ
れとも、中小企業の定義を、これは中小企業庁な
どと合わせて一千万以上にするのかどうか、この
点について質問しておきたいと思います。

○参考人（黒田東彦君） まず、今の統計の点につ
きましては、様々な議論を経て現在の基準でサン
プリングをし、その結果、中小企業としてはほと
んど、九九％ぐらいの回答を得ているわけですけ
れども、その基準につきましては、当然適宜見直
していくということは必要であると思っております。
ただ、今の時点でこの二千万円というのを変
えるという考えはございません。

○櫻井充君 要するに、実体社会のことを多分こ
のまま理解されないまま私はめちゃくちゃな政策
をずっと続けていかれるんだらうなと、そう思っ
ます。

その上で、今回、政策審議委員のメンバーが替
わりました。黒田総裁の方針と今まで違っている
意見を言っている方がお辞めになって、黒田総裁
と同じ方向性の方が入りました。こうやって政策
決定会合でやってきているんだ、みんな合議し
てやっているんだという話ですが、自分の意見の
都合のいい人たちだけを集めてきているので、そ
この決定会合そのものの意味があるのかどうか、
私は非常に難しいんじゃないかと、そう感じてい
ます。

それで、櫻井政策審議委員の方にちよっとお伺
いしておきたいと思いますが、この経歴の問題で

今随分追及されておりまして、これ、日銀の
ホームページに載る際に御自身で確認されてい
るんでしょうか。

○参考人（櫻井眞君） 現時点で詳細を改めて確認
しているところでございます。

実際にそのホームページに載りました中で、実
際に在籍した大学だとかあるいは従事していない
職務というののに関しましては記載されていないとい
うのは一切ございません。その意味でいえば、
記載のとおりということになると思います。

あと、現在確認中でございますので、その作業
を進めておるといふことであります。

○櫻井充君 そういふことを聞いていないんです
よ。ホームページに載せるときに事務方があなた
のところに来て、ちゃんとこれでいいですかと
チェックをしていますよね。その上で、これで結
構ですといふホームページに載せたんじゃないん
ですか。

○参考人（櫻井眞君） 全ての項目に関して、かな
り古いことがたくさん入っていたものですから、
必ずしもエビデンスは確認取れていないというも
のがございましたので、そこを今確認を、作業を
進めておるといふのが今の段階でございます。

○櫻井充君 確認しているはずですよ。私は何人
かの日銀の関係者に聞きましたから。こうやっ
て、虚偽の答弁をすることですよ、これは。日本
銀行でホームページに上げる際に本人の確認を取
らないこととはないと何人かの方から言われていま
す、私は。今のもうそでしよう。今も虚偽の答
弁じゃないですか。ホームページに載る際に、
だつてホームページに載っているのは幾つかしか
ないじゃないですか。このことについて確認もせ
ずに、じゃ事務方が載せたんですか。ちよっと後
ろ。（発言する者あり）

○参考人（櫻井眞君） 現在改めて確認中ござい
ますので、その作業を進めております。したがっ
て、それが分かりましてからまた改めて、改める
ということをしりたいと思います。（発言する者あ
り）

○委員長（大家敏志君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（大家敏志君） 速記を起こしてください。

櫻井審議委員。

○参考人（櫻井眞君） 確認はいたしました、ホー
ムページの方。その代わり、その記憶が曖昧で
あったといふことでございます。

○櫻井充君 自分がやったことに対して責任ちゃ
んと取ってくださいよ。そんな、逃げてい
るんじゃないんですか。後で白さんがやりますけど、
学位論文もひどいものだ。そうやって、こんなひ
どい人がですよ、審議委員をやっているって、それ
で政策決定会合をするんですか。ひどい話です
ね。自分のやったことすら責任を取れないような
人が、国民のこれ経済活動から本当に生命をちゃ
んと守っている役割を果たせるのかといつた
ら、とても果たせないんじゃないだろうかと思
いますね。

黒田総裁の先ほどの、笑いながら聞いておられ
ますけれど、我々どのぐらい悩みながらあなたの
ことを決定したのかということも知らないで、も
う少しちゃんと真摯に総裁という役割を果たして
いただきたいと、そのことだけ申し伝えて、それ
からもう一点は、とにかく早く黒田さんがお辞め
にならない限り日本の経済は良くならないとい
うことは今日確信しましたので、とにかく退陣を求
めてこれから戦っていききたいと、そう思います。
どうもありがとうございます。

○白眞勲君 民進党の白眞勲でございます。

櫻井さん、ちよっと、もう少し今の答弁とか
は、非常に整合性が取れない答弁をされると我々
も混乱するし、後ろには国民の皆さんもいらつ
しゃるわけなんですね。もう少しこれは誠実に答
弁をいただきたいというふうに思いますね。

まず、ちよっとこれする前に私も黒田総裁に聞
きたいことがあるので、それを先にやってから、
残りちよっと櫻井さんにやらせていただきたい
なと思っておりますけれども。

まず、黒田総裁にお聞きします。総裁は元々、
二〇一三年の四月に、物価目標二％、達成期間二
年、マネタリーベースを二倍を柱とする量的・質
的金融緩和を実施すると説明しました。しかしな
がら、御承知のように、日本銀行は今年四月に物
価安定目標を更に更に先延ばしをして、二〇一七
年度中としました。

ここでお聞きしますが、黒田総裁の任期は二〇
一八年の四月、ということとは、二〇一七年度中の
物価安定目標ということは、結局、黒田総裁の任
期までには達成するといふことでよろしゅうござ
いますね。

○参考人（黒田東彦君） 現在の見通しはそれとお
りでございます。

○白眞勲君 そうすると、元々二年間の物価安定
目標で、国債では一年五十兆円ですから二年で百
兆円、最近では一年で八十兆円のペースで爆買い
をしているということになると、このままのペー
スでいうと、黒田総裁がお辞めになる時期にな
ると、ざっと言えば、これレクしていないんですけ
ど、日銀どなたでも結構です、合計幾らぐらいの
数字が予測されますか、国債では。この程度のこ
とはお答えできると思ふんです。事務方で結構で
ございますから、お答えいただきたいと思いま
す。（発言する者あり）

○委員長（大家敏志君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（大家敏志君） 速記を起こしてください。

○参考人（黒田東彦君） 今年の三月末の長期国債
の保有残高が三百兆円ぐらいでございます。現在
のマイナスイ金利付き量的・質的金融緩和の下で
は、年間八十兆円この残高を増やすといふことで
政策を進めております。

ただ、具体的にいつの時点でその出口を議論
し、どういう形で量的・質的金融緩和を続けてい
くかということについては、やはりその時点での
判断でございますので、単純にこの三百兆円に八
十兆円掛ける二年分というふうなものを足すとい

うのは、そういう見通しを示しているということではございません。

○白眞勲君 ということは、これから年間八十兆円ペースを少し下げる可能性もあるということですね、今のお答えというのは。

○参考人(黒田東彦君) これは、出口戦略の場合に、米国でもそうだし我が国でもそうだと思いますが、バランスシートをどういうふうに通理していくかという問題と金利をどのように正常化していくかという二つの次元があるわけでございます。いずれにつきましても、二%の物価安定目標を達成して安定的に推移できるようにした、そういう見通しができた場合には、当然、出口論が議論になってまいりますので、そこで議論すべきことであつて、今から今年と来年と八十兆円必ず増えていくというふうに決めることができないというだけでありまして、今の政策がそのままずっと続いていけば毎年八十兆円ずつ増えていくということはそのとおりでありますけれども、具体的に二年度先の量的・質的金融緩和の動向について今から決め打ちするということはできないということでございます。

○白眞勲君 私、別に、出口論はこれから聞くかなと思つたので、先にお話しいただいたのはそれはそれでいいんですけど、要はその二年間のことと、それは目標は、もしかしたらそれは、私はあり得ないと思うけど、来年に急に二%になる可能性もあるからということなのかもしれないけれども、しかしながら、その今おっしゃった中で具体的な出口戦略はないということをおっしゃったわけですよ。これから、そのときそのときで状況によって決めるんでしょうということなんです。

ただ、何というんですか、やっぱり御自身のお辞めになる時点でその二%ということになった場合には、御自身の責任としての道筋ぐらいは、やっぱりこれやっておかないといけないんじゃないのかと僕は思うんですよ。御自身がやりになり始めたんだもの、これ。そうでしょう。です

から、どうなんでしょうか、これ、辞めたから後は知りませんよというわけにいかないと思うんですよ、これ。後はよろしくね、後はよしなに、そうはいかないと思うんです、これは。ですから、そういったものについて、黒田総裁、どうでしょう。

○参考人(黒田東彦君) これは、金融政策というのは、政策委員会の特定のメンバーの任期で決まるものではございませんので、私から何か、今御指摘のようなことについて、任期中に量的・質的金融緩和の出口をきちんと決めていきますとか、そういうふうに申し上げることは適切でないと思います。あくまでも、金融政策でございますので、金融経済の動向を踏まえて、二%の物価安定目標が達成され、あるいはそれが安定的に維持されるという状況になるかならないかに従つて金融政策を決めていくということになると思います。

○白眞勲君 今日の、これレクはしてないんですけども、黒田総裁、通貨及び金融の調節に関する報告書について、熊本地震の対応が一番最初に書かれておるわけなんです、この中で、被災地の金融機関を対象に、復旧復興に向けた資金需要への対応を支援するため、総額三千億円の被災地金融機関支援オペの導入を決定いたしましたということなんですね。

もちろん、融資をしたりしていたり、一生懸命協力してくるということはいいことだと思うんですけども、私、話聞いていると、お金を貸すといつてもなかなか借金はこれ以上増やしたくないんだという経営者も結構被災地にはいらっしゃる。ですから、そういう中で、今はそういう、何と云うんですか、融資というのではなくて、もう補助金というふうな形ということの方がより経済には影響を及ぼすのではないのかなと私は思うんですけれども、その辺について総裁としてはどうでしょう。

○参考人(黒田東彦君) その点は、言わば財政政策の問題でございますので、私から何か申し上げ

ることは差し控えたいと思いますけれども、御指摘のような財政的な支援措置が仮に行われれば有効であるということはそのとおりだと思います。ただ、それはあくまでも政府、国会が決めめることでございます。

○白眞勲君 次に、岩田副総裁にお聞きいたします。

副総裁は、就任前に議院運営委員会で、物価上昇二%を二年で達成できなかった、最高の責任の取り方としては辞職をすることとおっしゃったわけですよ。でも、結果は御存じのような状況ですよ。そこで、当会派の前川委員から、これについては一年前の四月二十三日にこの件で質問をした折には、岩田副総裁、現在の原油価格、これは想定を上回るもので、急激に半年の間に下がるといふことであれば、各国も同じようなことが起きているから説明責任を果たしているとお話しになったんです。

さつぱり私これ読んでいて分からないんですけど、つまり、原油価格を考慮しても、現在のところでも二%どころかやつと一%ですよ。ところが、この原油価格だけでは説明責任を果たしていることにはならないと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 前に国会でお話したときには、二つの要因を挙げたと思います。一つは消費増税の影響です。

消費増税の、増税される前、直前、増税された月ですね、二〇一三年四月は一・五%までは消費増税の影響で物価は上昇しております。私たちが始めたときにはマイナス〇・五%ですから、既に二%ポイント上がっているわけでありまして、その調子でいけば、実は、一三年のそのペースですね、その物価上昇率は、二〇一三年ですね、いいですね、一三年の、いや、一四年、一四年四月は……(発言する者あり) 一三年の七月ですね、夏頃にはもう既に、つまり二年もたたないうちに物価は二%達成したという勢いだったんです。ところが

て、それが今でも続いております、一つは。それから、それに加えて、今言ったエネルギー価格が暴落したというわけです。

物価を考えると、そのようなことが影響があるということはあるんですけども、物価を考える場合には、それによって需給ギャップがどう開き、予想インフレ率がどうなったかがマクロ的には重要でありまして、原油価格が何か一%下がったから、単純に一%だけが原油価格のせいだというふうにはできない。原油価格によって人々の予想物価上昇率はどう変わるとか、需給ギャップはどう変わるかといったこともマクロ的には含めないと、その本当の影響は分からないということでございます。

○白眞勲君 いや、消費税というのは、これは民主党政時代からもう三%上げると、そうですね、上げるということ決まっていたわけであつて、それは織り込み済みの上で二%がということは、これ当然、当たり前だと私思うんですね。ですから、ちよつと今のお話というのはよく分からないんですけれども、ちよつとこれまた行きたいと思ひます、これから先にもお話ししたいんですけれども。

ちよつとこれでもう一回、黒田総裁にお聞きしたいんです。

黒田バズーカというのを、黒田総裁、聞いたことありますか。その黒田バズーカと言われているこのようなサブライズ的なやり方というのは、私は、金融政策としてはありかもしれないけれども、逆に中央銀行がやるのであれば非常にこれは決断が必要だと思ひますけれども、黒田総裁はバズーカと言われていることについて御自身どう思ひています。

○参考人(黒田東彦君) そういう報道が最初に外国から出て、我が国でもそういう報道をされる方がおられることは存じておりますけれども、私自身は別にそのバズーカとかそういうことを意図しているわけでもありませんし、日本銀行の金融政策はそういうものではないと。あくまでも二%

の物価安定目標をできるだけ早期に実現するという観点から、二〇一三年の四月に量的・質的金融緩和を導入し、二〇一四年の十月にこれを拡大し、そして今年、二〇一六年の一月にマイナス金利付き量的・質的金融緩和というものを導入したということであるというふうに考えております。

御意見のように、市場あるいは国民とのコミュニケーションという点については今後一層努力してまいりたいと思っております。

○白眞勲君 じゃ、やっぱり迷惑だということではいいんでしょうかね。

○白眞勲君 それでは、櫻井審議委員にお聞きしたいと思えます。

○参考人(黒田東彦君) 迷惑とは申し上げませんが、私も、私自身は特に適切な形容詞だとは思っておりません。

○参考人(櫻井眞君) 委員にお答え申し上げます。

○白眞勲君 次の金融政策決定会合は六月に開かれるわけですね。今回、四月追加緩和をしないことに対する株価の乱高下、だから次は参議院選挙もあるから次はやるぞという意見も散見されます。

○白眞勲君 大変恐縮ですが、それをこちらの委員会に提出させていただくことは可能でしょうか。

日経新聞によりますと、こう書いてあるんですね。これまで経験則によると、経済・物価情勢の展望、これ展望レポートが公表される七月会合での緩和が本命だが、政権との距離感でいえば参議院選挙の前の六月緩和もあり得るとの報道もあります。また、前回の株価の乱高下が起きたようなこともあつてはならない。そのためには、市場との対話を今以上にすると同時に、緩和をすること、するにしてもしないにしても、それなりに国民が納得できる内容でなければならぬと思ふんですね。それにもまして、当然、日銀としては選挙なんか意識するわけがないということは、説明しても国民がそう取らなければ、結局、日銀は独立だといっても政府とぐるになつていゝんじゃないかと疑いを持たれるとしたら、これ日銀の信用にも傷が付くわけですね。

○参考人(櫻井眞君) もちろん、手元にございまして、是非させていただきたいと思ひます。

その辺、黒田総裁、どういうふうに思われますか。

○白眞勲君 内閣総務官室にお聞きしますけれども、この二ページ目の資料は、私がこの十日の、これは衆議院の方での質問をベースに新たに作成したものなんですね。これ、大分これと違うんだけれども、これは、内閣総務官室、どうなんですか。今、こんな感じではないのかな。これで合っているのか。合っているのかというのとはなただけど。この間違つたところをいろいろとちよつと赤字で指摘してみたいんですけども、こんな感じじゃないでしょうか。これちよつとお答えください。

○参考人(黒田東彦君) 御指摘のように、日本銀行は一九九八年以来施行されている日本銀行法によつて政府からの独立を保障されているわけでありまして、そういった意味で御指摘のような報道は当たらないと思つておりますけれども、委員の

○政府参考人(土生栄二君) 御説明させていただきま

先生御配付いただきました一枚目の資料は、御指摘のとおり、私どもで作成をいたしましたして、国会同意人事の審査に資するために衆参の議運理事

○参考人(櫻井眞君) これはもう先生御指摘のとおり業務をしております。

○白眞勲君 この前、これは内閣総務官室にお聞きしたいんですけど、これ先日の衆議院の質疑において、櫻井委員は、日本銀行の方は御自身が申告したものに基づいてできていると、しかし、国会に提出された資料は初めて見たと、おと

○参考人(櫻井眞君) お答えいたします。

閣総務官室においては、櫻井眞氏から提出された資料に基づいて作成したと、そういうふうに御答弁されているわけなんですね。

○参考人(櫻井眞君) ちよつとよろしいですか。静かにしなさい、答弁中だろが。(発言する者あり) 静かにしなさい。白眞勲君、議論を続けてください。ちゃんと答弁した。座りなさい、

あなたは。座りなさい。座りなさい。座りなさい。大久保さん、座りなさい。今答弁した。僕が仕切る、こは。そんな話じゃない。今答弁された。白さん、どうぞ続けてください。そこでまた僕が判断しますから、どうぞ座ってください。座ってください。どうぞ続けてください。

○白眞勲君 じゃ、もう一回お聞きします。

今精査中とおっしゃいました。でも、国会同意人事というのは、御存じのように、もう十分お分かりますよね、これ大変な重要な人事案件です。日本国民全員が関係していく、金利に対してとか、これからのいわゆる金融政策に対して、日銀が行うことに対する非常に重要なものに対して、精査中というのはこれは非常に不誠実だと思えますが、もう一度お答えください。

○参考人(櫻井眞君) 先生にお答えいたします。私自身が作って提出して、そこをセレクトして

いただいたんだと思いますので、私は、その間のことは、事情は分かりませんので、本来であればコメントを差し控えた方がいいかと思えます。しかし、個別の案件に関して誤記があったことは事実でございますので、それを今精査中ということでございます。(発言する者あり)

○委員長(大家敏志君) 速記を止めてください。

〔午前十一時十九分速記中止〕

〔午前十一時四十一分速記開始〕

○委員長(大家敏志君) 速記を起こしてください。

暫時休憩いたします。

午前十一時四十一分休憩

午前十一時五十二分開会

○委員長(大家敏志君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

この際、黒田総裁に申し上げます。

答弁に際しましては、質疑者の趣旨を踏まえ、簡潔かつ明瞭に行うように注意を申し上げます。というふうに思います。

また、本件に関しての調査結果を速やかに理事會に報告するように要請をさせていただきます。休憩前に引き続き、財政及び金融等に関する調査のうち、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○白眞勲君 櫻井眞君さん、審議委員、ちよつと私、お聞きしたいんですけど、今これだけ委員会が止まっています。休憩しました。これ大変なことなんです。これは多くの、やはり我々委員のみなならず、多くの皆様がいろいろなスケジュールを調整してやっているということで、この責任というのはこれ櫻井さんに私はあると思いますよ、御答弁の。それについて、櫻井さんとしてはどういうふうにお考えですか。その責任について、感

じることあります。

○参考人(櫻井眞君) 先生にお答えいたします。この委員会において、これまで様々な御指摘をいただきました。大変深く、真摯に反省をしたいというふうに思っておりますので、今後、先ほど申されたような確認作業を鋭意進めて提出をさせていただきますというふうに思っております。

○白眞勲君 この遅らせたことに対して是非これは反省していただきたいというふうに思うんですけれども。

私、別に、この資料を見て揚げ足取りするつもりはないんですけども、それにしても年号を間違え過ぎませんか、これ。

御存じのように、審議委員というのは、日本の金融政策を決めるたつた六人しかいない重要なポジションです。ですから、だから国会の本会議にまでかけられて承認されているわけで、その基礎的なデータにこれだけの誤りがあるというのは極めて私は問題だと思えます。これ前代未聞だと思えます。

ですから、これ、やっぱり特に年号だって、いつやったのかというの、そのときの経済情勢によつては、例えばリーマン・ショック、ブラック

マンデー、やったのかやらないのか、そのときにどういう仕事をされていたのかということもやっぱり大きなこの検討材料の一つだと思うんですね。

ちよつと委員長にお願いしたいと思います。是非これ理事會において、今おっしゃいましたように、この事実関係のみならず、この人事承認案件です。国会の、今回の、について、もう一度検討していただくということを、これを理事會でお諮りいただきたいと思います。

○委員長(大家敏志君) ただいまの件につきまして、理事會において協議することといたします。

○白眞勲君 そして、次に、櫻井委員は修士論文は提出したが、四ページの論文だったとのことでした。ちよつと僕、論文としては余りにも、ページ数が四ページというのは驚きなんです。それで、文科省にお聞きしたいと思えます。

東京大学の当時の大学院の修士の学位を与える審査基準、審査体制について御説明ください。原稿用紙四枚、字数にして千二百字ちよつととの報道がありますけれども、これ、東大大学院の経済学研究科のホームページを見ると、論文内容の要旨を二千文字程度と書いてあるんですよ。要旨で二千文字とあるのに千二百字って、これ本文が千二百字ですよ。ちよつとこれは私、話にならないと思うんですけども、この辺りどうなっているんですか。

○政府参考人(義本博司君) お答えいたします。修士論文につきましては、各大学が定めます規定に基づきまして、責任を持って審査を行う必要があるというふうに認識しております。

その上に立って、お尋ねの櫻井眞氏が在学していた当時の東京大学経済学研究科におけます修士論文の具体的な審査基準、審査体制について東京大学に確認いたしましたけれども、四十年以上経過しているということもございまして、その当時の基準については残念ながら把握できなかったと

ころでございます。

さらに、修士論文の審査の方法や基準につきましては、学位授与権を有します各大学の責任において主體的に判断すべきものでございまして、今回の事例につきましても、当時の東京大学経済学研究科における判断の結果と認識しております。

なお、東京大学出版会が一九八七年に刊行いたしました東京大学百年史によりますと、櫻井眞氏が修士の学位を授与された当時の大学経済学研究科では、いわゆる東京大学紛争の事後処理的な局面が続いておりまして、現在のような修士論文審査を行うことは困難だったとされているところでございます。

○白眞勲君 現在のような修士論文審査は困難だったけど、学位は授与しているということなんです。だから。

ちよつとこれは、櫻井さん、大変恐縮でございますが、当委員会にその論文を提出していただきたいと思うんですけども、あるいは文部科学省として提出していただきたいと思うんですけども、両方、いかがですか。

○参考人(櫻井眞君) 現時点で、私、東大紛争のときでございまして、手元がないというのが現状でございます。これは東大の方に問い合わせ、その本文が取れば御提出したいというふうに思います。

○政府参考人(義本博司君) 文科省においても東大の方に確認しております、確認させていただきますと存じます。

○白眞勲君 日本銀行にお聞きしたいと思います。

これ、五月十日の衆議院財務金融委員会、岩田副総裁と櫻井審議委員の日本銀行のホームページに記載されている学歴についてちよつとお聞きしたいと思うんですけど、その折、御本人は、博士号を取得していないにもかかわらず博士課程修了という表記をしているのはこれまでの慣行ですと説明が日本銀行はされているんですね。これ、見る人は、修了と書いてあったら、これ

は当然、博士号を取得したものと外部からは思われるのはこれは当たり前だと思うんですよ。これについて問題だと思いませんか。日本銀行、お答えください。

○参考人(武田知久君) 日本銀行では、公表している役員の履歴につきましては、表記の統一なども図りつつ、本人の申告に基づいて主要な経歴を記載しております。

こうした下で、学歴につきましては、本人が博士号を取得している場合にPhDないし経済学博士取得などと明示する一方、いわゆる単位取得退学を含めて博士課程修了と表記しているのは慣行による取扱いでありまして、明文のルールを定めているものではないです。

なお、こうした表記は、少なくとも人文社会系を中心に、博士号を取得する人がまだ非常に少ない時代におきましては社会一般でも比較的広く行われていたものと理解しております。

以上でございます。

○白眞勲君 櫻井さんにお聞きします。これは単位取得退学ということで、これ満期退学ですか。どうですか、その辺は。

○参考人(櫻井眞君) 五年在籍いたしましたので、満期退学ということになります。(発言する者あり) 五年在学いたしましたので、満期退学ということになります。退学であることは変わりありません。

○白眞勲君 これ、ちょっと一回また精査を我々もしますけれども、日本銀行さん、修了と書いてたら、これは日本銀行の慣行でございますというのはいちよと私はおかしいと思う。

それから、英文で見たらコンプリートになっていました。コンプリートということは、PhDがコンプリートだということになったら、普通はこれは学位を取得したというふうな我々一般の人間は見るものなんです。あなた方が、幾らそれは修了だと言つても、それは慣行でやっていると云つても、それはおかしいんじゃないんですかということなんです。

あと、昭和四十七年に、修士を取つて、昭和五十年で卒業ですね……

○委員長(大家敏志君) 質疑をおまとめください。

○白眞勲君 はい。

五十一年の三月ということだと、これ四年になりますけれども、これでいいんですか。

○委員長(大家敏志君) 時間を超えておりますので、簡潔に願います。

○参考人(櫻井眞君) 御質問は、あれでしょうが、修士を取つたとき……(発言する者あり) 五年間ということになりますけれども。

○白眞勲君 じゃ、それちょっと精査してちゃんとください。

それから最後に、これまとめますけれども、日本銀行さん、これは問題ですよ、非常に。修了と書いているのは、ホームページで。それはおかしいというふうに思いますけれども、その辺について、総裁、おかしいと思いませんか。最後にそれをお聞きをして終わりにします。

○参考人(黒田東彦君) 日本銀行が公表している櫻井審議委員の履歴につきましては、経歴詐称に当たるとは考えられておりませんが、いざいざ、今回様々な御指摘をいただいたことを真摯に受け止め、どのような表記が適切であるか検討してまいりたいというふうに考えております。

○白眞勲君 終わります。

○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。黒田総裁にお聞きしたいと思ひます。

世界経済の現状についての認識ということでございます。四月のG20の声明におきましては、金融市場は、二月の上海会合以来、年初来の下落幅がほとんど回復、成長は引き続き緩やかでばらつきがあります、金融市場の変動、一次産品輸出が直面する課題及び低いインフレ率を背景に世界経済の下方リスクや不確実性が残る、そういうふうに声明でまとめられております。また、六月二

十三日にイギリスで国民投票が行われます。EU離脱となる可能性もありまして、世界経済の環境を複雑にしているのは事実だろうと思ひます。

(委員長退席、理事長峯誠君着席)

しかし、現在の世界経済について私自身が、例えばGDP、IMFが出している名目や実質のGDP、あるいは世界の株価の時価総額等を見ますと、正直申し上げて、リーマン・ショックとの比較であります、そのGDPや時価総額等を見ると、当時の三分の一ぐらいではないかというふうな数字上見られるんですね。したがって、これはどう見るといふことをお聞きするんですけれども、現在の世界経済については、今日の御報告にもありましたように、様々なリスクはあるというものの、果たして予見できないリスクがあつてリーマン・ショックに逆戻りしかねない状況と判断されているのか、そのリスクの度合いについてどの程度見ておられるのかをお聞きしたいと思ひます。

○参考人(黒田東彦君) 委員御指摘のとおり、世界経済は緩やかな成長が続いております。特に、新興国を中心に減速はしておりますけれども、欧米等は比較的しっかりとした回復を続けているというところであります。

御指摘のように、IMFの見通しあるいはG20の最近のコミュニケーションなどでも緩やかな成長が続いているというところは認めておるわけでございます。ただ、下振れリスクという点につきましては、実は日本銀行の展望レポートでもかなりあるというふうに見ております。

その要因といたしましては、新興国や資源国に関する不透明感、それから米国の経済の動向やその下の金融政策運営、それが国際金融資本市場に及ぼす影響、あるいは委員御指摘のブレグジットの問題もあるかもしれません、それより前に議論されておりましたグレグジットというか、ギリシャの債務問題の展開その他、やはり下方リスクというものが大きいのではないかとこのように考えております。

ただ、現時点でリーマン・ショックに逆戻りしかねない状況、そういう大きなリスクがあるというふうには見ておりません。ただ、下振れリスクがあるということは私も認めております。

○西田実仁君 原油価格についてですけれども、原油価格の底入れによりまして物価のマイナスイ因が解消ないし減少すると、今後、物価が徐々に上昇すると、こういうふうに見ておられるようでありますけれども、しかし、原油下落の影響というのはいくつかステージという段階があつて、原油下落の最終製品価格への転嫁が進んで、最終財価格そのものの下落は広がっているのが現状ではないかというふうなふうに思ひます。現に、この最終財価格、昨年の春以降下落しております、本年二月現在でも三十一の分類中九分類で底入れしているにすぎないという状況であります。このGDPギャップがまだ存在している以上、性急な物価上昇は消費にかえてマイナスになるのではないかとこのように見方もあります。

デフレマインドから消費性向が低下している現状を鑑みまして、原油低価格時代での新価格体系への誘導こそが景気回復の早道ではないかというふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

(理事長峯誠君退席、委員長着席)

○参考人(黒田東彦君) 日本経済が持続的な成長を実現するためには、何としてもデフレから脱却して、二%の物価安定の目標を早期に実現することが必要であると考えております。デフレの下で、価格の下落が企業の売上げあるいは収益の減少につながつて、その結果、賃金が更に抑制されて消費が低迷する、そして更なる価格の下落につながるという悪循環がデフレの下では起こりますので、そうした状況を打破するためには、やはりデフレマインドの抜本的な転換、物価が緩やかに上昇する状況をつくり出すことが必要であるというふうな考えております。

御指摘の原油価格につきましては、確かに足下、少し底入れをしております。これは、パリのIEA自体も、原油価格は底入れしたのではない

かと言っております。ただ、その後、これがかつてのような水準まで上昇していくというふうには見ていないようであります。原油価格につきましては、引き続き、特に供給側のいろいろな要因が重なっておりますので、どのように動くのかというのはまだまだ不確実性があると思いますけれども、基本的には原油価格が緩やかに上昇していくという、これは市場もそう見ておりますし、IEAなどもそう見ているようですけれども、そういった前提の下では物価上昇率も緩やかに高まっていくのではないかとこのように考えております。

○西田実仁君 欧州中央銀行、ECBは、三月の十日の日に、貸出条件付長期資金供給オペ、いわゆるTLTRO2の導入を決定しております。ベンチマークを上回った貸出増加額に対して最大マイナス〇・四％の金利を付与すると、こういう決定であります。

ここに至るまでの間に、当然TLTROで超低金利による長期の資金供給オペ、七回ほど行っておりまして、計四千二百六十億ユーロを供給をして、その結果、金融機関の貸出額というのは、二〇一四年の九月から増加に転じ、同年十二月には前年同期比プラスになっております。こうしたオベの期限が本年六月に切れるものですから、この2をスタートして、期間四年、最大でマイナス〇・四の金利で長期資金を供給すると、こういう決定ですね。

これについての評価をちょっとお聞きしたいと思っておりますが、私自身は、こうしたことを参考にして日銀貸付金にマイナス金利を付与するというふうになれば、融資拡大効果が期待されるのではないかとこのように思っております。

今日、お手元にお配りしました長・短期プライムレートの推移を見ていただくと一目瞭然ですが、ゼロ金利が再開しました二〇〇八年の十二月以降、中小企業金融の基準であります短期プライムレートというのは、今日に至るまで一・四七五％で横ばいが続いております。それに対し

して、大企業向けの融資の基準であります長期プライムレート、これは二・二五から国債利回りの下落に伴いまして現在〇・九五％になっているわけでございます。

そういう意味でも、この短期プライムレートを引き下げる余地を銀行につくり出すためにも、例えば、こうした日銀貸付金、今、成長基盤強化とあるいは貸出増加を支援する資金供給と合わせると三十一兆円余りありますけれども、こうした日銀貸付金に、これは低利で貸出ししているわけでありまして、マイナス金利を付与して、そして中小企業向けの短期プライムレートを引き下げる余地を銀行に与えて、そして中小企業向け融資を増やしていくと、こういう道筋もECBの今回の決定を参考に考えてはいかがか、それをやるにはどういふ課題があるのか、これを最後、総裁にお聞きしたいと思います。

○参考人(黒田東彦君) 御指摘のように、日本銀行は、金融機関の貸出増加に向けた取組を支援するという観点から、貸出増加支援オペと成長基盤支援オペを実施しております。これらについては、本年一月のマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入と併せて、その適用金利をプラス〇・一％からゼロ％、無利息に引き下げたところであり

ます。さらに、今年三月には、金融機関の貸出増加に向けた取組を一層支援するために、今申し上げたような貸出支援基金及び被災地金融機関支援オペの残高を増加させた金融機関については、当該金融機関が保有する日銀当座預金については、増加額の二倍までの金額についてマイナス金利の適用の対象外としたわけでございます。これは、金融機関が、貸出支援であれ、あるいは成長基盤強化支援であれ、さらには東日本大震災あるいは熊本地震の被災地金融機関支援オペにつきましても同様でありますけれども、日本銀行からの資金供給ファシリティーを活用して、貸出しを積極的に行う上で強いインセンティブになるとこのように考えております。

なお、ECBの政策につきましては、委員御指摘のとおり、大変大胆というユニークな政策であるというところは事実であります。そして、その下で、ECBがデフレから脱却し、二％程度の物価安定目標に向けて大変な努力をしているということは高く評価をしております。

ただ、我が国においてそういった方策を取るかどうかということは、これはあくまでも、毎回の金融政策決定会合において、経済、物価のリスク要因を点検して、その上で物価安定の目標の実現のために必要と判断した場合にちゅうちよく量、質、金利の三次元で追加的な金融緩和措置を講ずるといふことは一貫して申し上げておりますけれども、具体的な手段につきましては、やはり何が最も適切な手段かということはその時点で決定会合において議論されるものであるというふう

に考えております。

○西田実仁君 終わります。

○大門実紀史君 大門でございます。

うちは元々、黒田総裁の就任には反対でございましたし、反対しておいて良かったなというふう

に思っております。異次元緩和については、もう最初からいいますか、始める前からいいます

か、問題点を指摘してまいりましたし、お辞めになるべきだということも再三、予算委員会も含めて指摘してきたところでございます。

中身はもう先ほど櫻井さんから厳しく追及があった点、国民にとっては結局何だったのかと、このアベノミクスの中心である異次元緩和が、それは株持っている人とか一部の人は良かったかも分らないけれども、今や世論調査でも、この日銀の異次元緩和も含めて、もう期待していないという国民が増えて、当初は七割ぐらい期待している人がいまはたかだか、今やもう半分以下

な信頼が生まれていて、国債を銀行を含めて投資家が買うのは、どんなことがあっても日本銀行に転売できる、利ざやを稼げるというのがあって買い続けられていると。明らかにこの日銀の国債の大量購入によって国債の信用バブルが起きているというところは間違いないと思います。

したがって、逆に言うと、日銀がこの大量の国債購入から手を引き始める、撤退し始めたときにこの国債の信用バブルが崩壊していくのは間違いない、それについてどうするんだということを再三、この委員会でも三年間、藤巻先生も含めて議論してきても一切お答えにならないと。時期尚早だと、そういうことに答えるのはということ、大変、何といいますが、国会における日銀の審議が非常に中身の無いものといいますが、答弁がひどいものですか、そういう日銀報告審議が続いてきたんじゃないかと改めて指摘していきたいと思

います。聞いてもまた同じことだと思っております。今日は違う角度で申し上げたいと思っております。今までの総裁に比べて、黒田総裁の国会対応、今日もやっぱりいろいろ対応良くないなと思っております。聞いておりましたし、大変不誠実な答弁が続いている、今申し上げたこと、同じことを繰り返すのも含めて。もう一つは、この国会審議、国会での黒田さんの答弁が、むしろ今国会審議そのものが黒田政策に利用されていると、利用されてきたという点を指摘したいというふうに思います。

去年の二月ですか、この委員会、中央銀行はサブプライズを狙うべきではないということを指摘いたしました。それは、おとしの十月三十一日に出たあの追加の金融緩和の話ですね。あれがサブプライズと言われたいまはたかだか、その三日前にこの委員会、日銀の異次元緩和と政策は所期の効果を発揮しておりますし、順調に推移しておりますと言われた三日後にあの追加金融緩和を打ち出したというのを指摘して、サブプライズを狙った、国会でしかるべき答弁をされるべきであったということを申し上げたわけですね。株が

下がり始めたのがそれで持ち直したわけですね。そういうやり方がいかなのかということ、FRBの方向転換も含めて指摘したにもかかわらず、またまた同じようなサブプライズをやられたということですね。

ちなみに言っておきますと、FRBはFRBの量的緩和の第三弾のときに曖昧なことを言って市場を混乱させたというようなことがあって、その後、対話を重視すると、マーケットとのですね、という方向に転換をしたわけでありまして、欧米の中央銀行も、金融政策で不必要な混乱あるいは投機的なような動き、招かないために予見性を高めようとして、むしろ、中央銀行が何をやるうとしているかをちょっと早く伝えようという方向になつていくわけでありまして、中央銀行がサブプライズ狙いやなんということは、もう欧米の中央銀行じゃ考えられないと。これ、裏を返すとオオカミ少年みたいなやつじゃないですか。そういうことをやるべきじゃないことが今の世界の中央銀行の流れなわけでありまして、そんなことをやると、もう中央銀行の信頼性とか權威に關わるわけですね。

例えば、マイナス金利について言っても、欧州中央銀行は、マイナス金利導入の四か月前にロイターのユーロ圏サミットがありましたけど、そこで自らマイナス金利政策を真剣に検討しているということをわざわざコメントしているんです。やる可能性があると、これをコメントしているわけですね。サブプライズにならないように配慮しているわけですね。

ところが、日本はどうかという、黒田さんは、またまたこれでもサブプライズやっちゃったわけですね。これ民進党の大久保さんが予算委員会で指摘されておりますけれど、一月二十一日の決算委員会でマイナス金利は考えていませんと言っておきながら、二十九日にマイナス金利を決定するということですね。結果的に、またサブプライズ狙いというふうに思われても仕方がないようなことをやられたわけでありまして。しかも、国

会を使つてやつたと言われても仕方がないですね、結果的に言えよ。

こういうサブプライズ効果を狙うことそのものが問題だと思ひますけれど、国会答弁と全く違うことをやり続けるというのは、一体国会審議を何と思つていらつしやるのか、お聞きしたいというふうに思ひます。いかがですか。

○参考人(黒田東彦君) 日本銀行の金融政策運営につきましては、従来から、二%の物価安定の目標の実現を目指し、これを安定的に持続するためには必要な時点で量的・質的金融緩和を継続するとともに、経済・物価情勢についてリスク要因を点検し、物価安定の目標の早期実現のために必要であればちゅうちよく調整を行うという方針を繰り返し申し上げてきております。その上で、具体的な政策決定につきましては、金融政策決定会合において、その時々々の経済、物価の情勢判断、あるいはリスク要因についての委員の間での議論というものを加えて決定をしているということでございます。

量的・質的金融緩和の導入以降の緩和策は、こうした枠組みの下で決定、公表したものであり、何かサブプライズを狙つたというものではありません。

○大門実紀史君 前回のときの最初のサブプライズはいかなるものかというときに、黒田さんは、御指摘の意味は分かりますので、そうならないようにということもおっしゃつていたにもかかわらず、このマイナス金利でいえば、大久保さんが予算委員会で指摘されているのを見れば、もう国会答弁の翌日にはマイナス金利の検討を事務局に指示されているということですね。

余りにも、それは何か月かタイムラグがあれば国会で言つたことと違う方向が出ることもあると思うんですけれども、最初の八十兆に増やしたときの追加の金融緩和のときも、三日前の国会答弁と違うことを言つと、やると。マイナス金利についても、僅か一日、二日で違うことをやると。これは、今おっしゃつたような、いろいろみんな

検討してちゅうちよくやる、そんな一般論じゃなくて、明らかに、国会には方向性すら言わないと。国会で言わないということは、結構それ信頼されますからね。国会でやらないと言つたんだしよと、それはみんなマーケットはそう思ひますからね。国会で言つたことは非常に大きいんですよ、言つたことは。

それは、変わるということについて、僅か一日や二日で変わるということについて何も感じられないということですか。国会審議、何だと思つていらっしゃるんですか。

○参考人(黒田東彦君) 御指摘の点につきまして、今年の一月二十一日の参議院の決算委員会におきまして御質問があつた際に、マイナス金利につきましては、プロズ・アンド・コンズ、いろいろな意見はあると思ひますけれども、現時点ではマイナス金利ということ具体的に考へていてのこととはございませんと、それはそれとおりであります。

ただ、その後、ダボス会議に私、出席するために日本を離れたわけでございます。その際に、日本を離れたところでございまして、特に市場が非常に荒れているところでございますので、帰国した後に仮に追加的な緩和を行うとしたらどのようなオプションがあるか検討しておいてほしいというふうな事務局に言つてまいりました。そして、月末に向けてダボスから帰つてきました。金融政策決定会合が具体的に執行されて、そこで二つのオプションが示されまして、一つは量的・質的金融緩和とそのものを二〇一四年十月のときと同様に拡大するということオプションと、量的・質的金融緩和の方はそのままでマイナス金利を導入するという二つのオプションが示されて、委員会でも議論してマイナス金利付き量的・質的金融緩和を導入したわけでございます。

○委員長(大塚敏志君) 総裁、簡潔な答弁をお願いします。

○大門実紀史君 本当に不誠実ですよ、答弁が。聞いてもないことを長々、周りのことを。

私が申し上げているのは、そういう結果的にサブプライズになつていくことについて国会審議についていかに思われているのかということを知りたいわけですね。いいんですか、国会で何言おうと、いろいろあつたら関係ないんですか、国会の答弁というのは。何でも許されるんでしょ、その後何かあつたとかいろいろ理由付ければ。そうじゃないでしよ、国会の答弁というのは。長いこといろんな総裁と議論してきましたけれど、こんな不誠実な、国会の場を利用してサブプライズやるような総裁は初めてですよ。

結局、これ何でそんなことになるかという、この日銀の異次元緩和と政策そのものがやっぱり異常だからですよ。もう曲芸のような、サーカスのような、そんな異常な、異様な政策をやるから為替・株式市場のマーケットが、投機筋が動くわけですよ。もうそれがずつとやつていくものだから催促相場になつちやうと、何か変つたことを言つてくれ、何か売買のネタを出してくれと、そんなことを応えようとして、安倍内閣そのものが株価を非常に気にする内閣だと。それに日本銀行が、大の中央銀行が一緒になつてそういうことを気にするからそういうサブプライズと。織り込まれちゃつたら、全て読まれちゃつたら、株価動かし、為替相場を動かすというのは、今投機筋が中心ですからね、できないわけですから、だからサブプライズをするというふうなことになるわけですね。だから、日銀の政策は異常だから、おかしいからサブプライズ狙いをせざるを得ないというふうなことに陥つていて、ということを見えざるべきだということに思ひます。

少なくとも国会審議との関係では、今後こういう、結果的に、後になつてサブプライズだと指摘されるようなことはないようにしてもらいたいんですよ、総裁、いかがですか。

○参考人(黒田東彦君) 国会に對しましても、市場あるいは国民に對しましても、その時点その時点で考へておることは正直に申し上げております。ただ、金融政策はあくまでも金融政策決定会

合において、その時点で得られる最新の経済データその他を踏まえて委員の中で議論をして決定されるものでありますので、決定会合の前に私から政策変更を示唆するとか、そういうことは適切でないというふうに考えております。

○大門実紀史君 お分かりますよね、欧州の中央銀行、FRBが。あそこだつてみんな会議やつて決めますよ。全然違うことを言つておいて全然違う方向を出すということはないようにみんな気を付けているんですよ、世界の中央銀行は。そのことを申し上げているわけですね。手続の話をしているわけじゃないですよ、手続の話を。どうしてそういうことお分かりにならないのかな。

国会審議が、日銀報告に対する質疑がこれだけ中身の無いものになってきているのは、本当に今の黒田日銀の非常に責任が大きいということを感じてほしいということをお願いして、時間になつたので質問を終わります。

以上です。

○藤巻健史君 おおさか維新の会の藤巻です。よろしくお願ひします。

日銀は、二〇一七年度中に消費者物価指数が二%達成できるというふうに予想されていますけれども、これが、二%が安定的になれば当然マイナス金利政策から脱却しなくちゃいけないと思うんですけども、どういう方法でマイナス金利政策から脱却するのか、教えていただきたいと思ひます。

○参考人(黒田東彦君) このマイナス金利付き量的・質的金融緩和の出口に当たっては、当然、金利水準の調整、それから拡大した日本銀行のバランスシートの扱いなどが課題になるわけがございます。そのための具体的な手段としては、例えば保有国債の償還や各種の資金吸収オペレーションのほか、いわゆる補充当座預金制度の適用金利、付利金利の引上げなどが考えられます。

もつとも、こうした手段の中で実際にどれを用いるのか、またどのような順序で出口を進めるのかは、やはりその時々々の経済・物価情勢、市場の

状況などによつて変わり得るというふうに思ひます。委員御指摘のマイナス金利というのは、この付利金利が、当座預金の一部にマイナス〇・一%という金利が掛かっているわけですので、出口ということになればその引上げということが当然議論になると思ひます。

○藤巻健史君 いや、まさに御回答のとおりで、マイナス金利政策の出口というのは当座預金に金利をチャージしているものをチャージしなくなる、これがマイナス金利政策の出口、誰が考えたつてそれしかないわけで、聞けばすぐお答えいただいたんですが、じゃ、量的緩和の方について、今まで毎回毎回時期尚早とおっしゃっているわけですよ。マイナス金利政策の出口はすぐ時期尚早とおっしゃらないでお答えできるのにもかかわらず、量的緩和の出口がきちんどういう方法がある、今日多少おっしゃつていらつしやいましたけれども、言えなかつたのはどうしてかなと思ひます。

マイナス金利政策の出口と同様、量的金融政策の出口というのは簡単に言えるはずだつたんですが、ちよつともう一回、どういう方法があるのかきちんと教えていただければと思ひます。

○参考人(黒田東彦君) 先ほどお答えいたしましたとおり、拡大した日本銀行のバランスシートの扱いというものが当然出口に当たつて議論になるわけでありまして、具体的には、例えば保有国債の償還あるいは各種の資金吸収オペレーションなどが考えられると思ひますが、米国の例を見ましても、現時点では拡大したバランスシートをまだそのままにしておりまして、償還された部分については再投資をするということをしておられるようですけれども、いずれ、このバランスシートの扱いについてどのような対応をするかというのは私どもも関心を持っておりまして、日本銀行が出口に際して、今申し上げたようなバランスシートの扱いについて具体的に経済・物価情勢や市場の状況などを踏まえて議論をし、決定していくことになるというふうに思ひます。

○藤巻健史君 いや、今までの時期尚早という回答から比べると随分進歩されたなというふうに思ふんですけども、今の方法の一つに保有国債の償還並びに売却というお言葉がありました。これは、異次元の量的・質的緩和の一番の問題は、長期国債を買つちやつた、要するに量よりは質の方なんですよね。白川総裁のときには二年から三年ぐらゐまで、私が現役のときには短期債しか、成長通貨の供給ということを別にすれば長期債は買つていなかったと思うんですが、そういう長期債を買つたということによつて満期待ちがでなくなつた、バランスシートを縮めるための満期待ちがでなくなつたというのが一番の問題だと思ひます。

ですから、当然のことながら、保有国債を市中に売却するといつても、そういうときというのは景気が過熱してきて引締めをするときです。要するに、日銀が国債価格を下げたい、金利を上げたといふことですから、国債価格を下げたいときに誰が買うんだと。要するに、買えば翌日下がる、また、となつちやうわけですから、誰も買手はいないはずなんですよね。誰に買わせるかといふことを是非教えていただきたいんですが、それを聞いてみると時間がなくなつちやうので。

次に、関連質問なんですけれども、私は昔から、どうしても量的緩和をしたいならば、日本国債の代わりに米国債を買えと申し上げていたんですけど、ずっと。米国債を買っているならば出口があるわけですよ。要するに、日本銀行が金利を上げた、値段を下げるのは円の金利ですから、米国債というのは、そんなときじゃなくて、関係なく、売りたいといふは買手はたくさんいるわけですよ、例えば中国政府とかいろんな人が買うわけなんです。もうどうして量的緩和をやりたいのがあるならば、米国債を買つて、その代わり金を日銀の当座預金、円で当座預金に振り込めばよかったわけで、そうすれば量的緩和というのは続くし、一番いいのはドル高円安になるんですよ。これこそまさに、最初の方の問題は、櫻井委

員が最初に、国債誰が買つてくれますか、日銀が購入するのをやめたら誰が買つてくれますかという質問に対する回答でもあるわけです。ドル国債だったら、ほかの国が幾らでも買つてくれるわけですよ。それで量的緩和もできるわけですから、出口がある。

そして、一番重要なのは、やはり円安ドル高になつていくということで、円安ドル高になれば、これも櫻井委員が質問しておりましたけれども、景気対策のためには需要を増やせばいい、需要を増やすということは海外の需要を全部取り込むことですからね、日本のものも。ですから、そういう意味でいうと、円安ドル高というのは景気も良くするし、消費者物価指数も上げるということ、極めて効果的であると。

だからこそ、また今、日本国債が、元々やつちやいけなかつたと思ひますけど、買う量が減つてきている。でも、米国債は幾らでもあるわけ、なぜ米国債を買うというオペレーションをしないのか、その辺についてお聞きしたいと思ひます。

○参考人(黒田東彦君) 為替の経済に対する影響については御指摘のような面があることは事実だと思ひますけれども、現在の日本銀行法の上では、外国為替相場の安定を目的とする外国為替の売買というのは、これは国の事務の取扱ひをする者として言わば委託されて行っているものでございまして。したがって、そうした委員御指摘のような為替相場に影響を与えようという外国為替の売買というのは、法律上、財務大臣が一元的に所管をされているというふうに理解をしております。

○藤巻健史君 そうなんです。実は二十年ぐらゐ前から私は日銀さんに、日銀アカウントで国債を買う、そうすれば日銀も介入できるじゃないかというふうに申し上げていたんですけども、今の為替の介入権というのは国にしかない。日銀は為替介入については単なる手足でしかないわけですから、頭として、そして日銀のアカウント

為替介入に相当する国債介入による量的緩和と
いうことをやればいいんではないかと私は思っ
ていますし、もし本当にそれが国益、円安ドル高に
して景気が良くなるということであるならば、日
銀さん自身がどこかに通じて法律を改正すればい
だけの話だと思ふんですね。

国益の方がよっぽど重要であって、日銀さんが
本当にそれで円安になると思えば、私は絶対にな
ると思っていますけれども、それはやっぱり法律
改正をどこかにお願いしていくというのが筋で
あって、それこそ国益のためにやって、円国債を
買って異次元の量的緩和、今後考え得る副作用と
いうことを考えると、もつとその時点で法律改正
を働きかけていくべきだったと思うし、今でも要
請していくべきだと思うんですが、いかがでしょ
うか。

○参考人(黒田東彦君) 法律の問題につきまして
は、あくまでも政府と国会でお決めることになること
であるというふうに理解をしております。

なお、為替につきましては、御承知のようにG
7あるいはG20などの合意が示されておられま
して、為替相場の乱高下とか経済のファンダメン
タルズに合わない動きというのは経済にはマイナス
であるということとは指摘する一方で、為替の問題
については国際的に協調していくということにな
っておりますので、仮に委員御指摘のような議
論が成り立つとしても、いずれにせよ、日本が輸
出を増やすために円安政策を取るというようなこ
とは、恐らくですけれども、財務省としても国際
的な合意の下では難しいというふうに思います。

いずれにせよ、為替はファンダメンタルズを反
映して安定的に推移することが望ましいわけです
ので、確かに乱高下したり、急速な変化とか、あ
るいはファンダメンタルズに合わないような為替
レートというのは望ましくないということは、こ
れは国際的にも合意されているというふうに思
います。

○藤巻健史君 いや、私が提案したのは別に介入

でもなくて、量的緩和をするための手段として米
国債を買っていくというだけであって、別に外国
から介入と言われる筋合いはないと思います。

それと、やはり、為替は安定が必要だとおっ
しゃいますけれども、高値安定しなかったから日
本経済が低位安定しなかったんじゃないでしょう
かね。私は、二十年間日本のGDPが全く伸びて
いない、三十年間でも一・五倍にしか伸びてい
ない、名目、それはまさに為替のレベルが違うから
だったと私は思っています。

かつ、G20という話が出ましたので申し上げま
すと、二月のG20では、やっぱり競争的通貨切
下げをしないというふうな声明が出たと思いま
すけれども、要はみんな自国通貨が安い方が景気が
いいと思っているからこそそういう競争をしちやう
わけで、まさにそれこそこういう景気が悪いとき
は通貨を切り下げた方がいいということだろうと
私は思っております。

本当はもうちょっと議論したいんですけど、時
間がないのもう一つだけお聞きしたいんですけ
れども、そもそも金利が低くてこれから上がると
きというのは、短期運用、長期調達というのがこ
れはマーケットの原則なわけで、これから景気が
良くなるということであるならば、当然長期の調
達をするわけです。

ですから、国が、財務省が長期国債を大量に発
行しているというのはこれは理屈に合っているん
ですが、それをどんだん日銀が買って当
座預金を増やすということになれば、これはまさ
に、一生懸命国が債務の長期化を図っているの
もかわらず、日銀と財務省を統合しちやうと、
それを短期化しちやうと。要するに、日銀が、
せっかく財務省の長期化に対する適切な行為を
短期化しちやうとということにつながつて、日銀は
財務省の努力を無にするようなオペレーションを
しているんじゃないかというふうにも見えるん
ですが、いかがでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) 御案内のように、現在の

金融政策というのはあくまでも二%の物価安定
の目標を早期に実現するという目的のために行っ
ているわけでございます。マイナス金利付き量
的・質的金融緩和の下で、国債のイールドカーブ
全体が低下しております、短期から長期まで低下
しておりますが、こういった形で金利全般により
強い下押し圧力を加えるということを通じて経済
にプラスの影響が出るということを目的としてお
ります。

そこで、現在、非常に低金利環境になっている
わけですけれども、そうした下で財政政策あるい
は国債管理政策を具体的にどのように運営する
かということ、やはり政府や国会において適切に
判断されるものではないかというふうに考えてお
ります。

○藤巻健史君 時間がないので次の質問には入り
ませんけれども、イールドカーブをフラット化し
た、要するに金利水準を全体的に引き下げたとい
うことがよかつたよという御発言だったん
ですけれども、もうこれ質問じゃなくてコメント
だけですけれども、このイールドカーブをフラッ
ト化して下げちゃったがゆえに、今のうちちょ
銀行を始めとする中小金融機関の経営が大変にな
つてくる、今後さらにマイナス金利政策を取れな
くなった原因だと思ふんですね。最初からマイナ
ス金利政策を取ってれば、イールドカーブ立って
いますから、そのままぐつとどんだんどんどんマ
イナス金利を深掘りできたんですけれども、イ
ールドカーブがフラットになつたおかげで、
もうマイナス金利政策をなかなかやりにくいとい
う段階にきているのではないかと私は思ってい
ます。

何はともあれ、量的緩和というのは間違えた政
策だったと私は思っております。

時間がありませんので、終わります。
○中山恭子君 日本のこころの中山恭子でござい
ます。

私自身は、黒田総裁は、直近のデータを分析し

て最も適切な見通しをつくった、二%の物価目標
は十分達成できると述べていらつしました。

私自身は、黒田総裁そして日銀は、これまで非
常に真剣に、そして適切にデフレ脱却のための政
策を取ってこられたと考えております。通貨量に
しても、何年か前の時期にはほとんど増加するこ
となく、外国、アメリカや中国、その他の国々の
通貨量の急激な増大に対して、日本はその政策が
取られませんでした。今回、通貨量に対しても相
当大胆というよりは元に戻すというような政策
であったと考えておりますので、大変頑張ってく
ださっていると思っております。

あの長期間続いた暗いデフレの時期を考えま
すと、その後、何とか少し明るさの見える経済に今
なりつつあると考えておりますので、そういった
意味で、日銀の政策、今の段階の政策は間違っ
ていないと思っております。ただ、いろんな状況
の中で、デフレに再び戻りそうな心配があるとい
うことは確かであると考えておられまして、それ
に対しては、日銀の金融政策だけでは対応し切ら
ないところが大きいあるだろうと考えております。

〔委員長退席、理事長峯誠君着席〕

黒田総裁は財政政策についてはコメントされな
いとは思いますが、先ほど午前中の委員の
お話にもありました、現在、民間の需要がない、
これが大きな原因であると考えますと、私自身は
そこに対して財政支出というのが大きなきーマ
になつてくると考えております。しかも、公共施設
の老朽化があり、また、今震災等がある中で安全
な国づくりをするということは政府にとって大き
な命題であると考えておられまして、そういった意
味で、IMFが言っておりますように、またG20
でも言われておりますように、今こそ公共事業を
徹底して長期間、しかも相当の金額を付けて行
っていく、これが必要な時期にあると考えており
ます。

まず、その前に、今日、潜在成長率のグラフを
皆様の前に配付しております。ただ、これ大変読

みづらいたいグラフになっておりますので一応説明だけ申し上げますと、この左側の八三年からのグラフでございますけれども、この当時、非常に高い潜在成長率を日本は持っております。そして、この黄色っぽい、一番上に並んでおりますのが就業者数でございます。九九年くらいからは、もうこれがマイナスになってしまいました。さらに、真ん中にあるちよつと青っぽいところが資本ストックでございます。これは例のリーマン・ショック、二〇〇八年を過ぎた後、二〇〇九年頃からこの資本ストックすらマイナスに変わりました。そして、八七年頃からマイナスになっております緑っぽいところが労働時間でございます。このグラフを見まして幾つか考えられるところでございます。紫色がTFP、これは全要素生産性でございますので、これがしっかりと大きなポイントを持っていないといけないことだと言えるところでございます。

このグラフを見ながら、日銀は毎回潜在成長率について前年比と寄与度を出しておりますけれども、今回の日銀の経済・物価情勢展望の中で、日銀自身が潜在成長率をゼロ％台前半と見ているということが示されております。ただ、その注の中で、「わが国の潜在成長率を、一定の手法で推計すると、このところ「〇％台前半」と計算されるが、見通し期間の終盤にかけて徐々に上昇していくと見込まれる。」と述べております。

終盤にかけて徐々に上昇していくと見込まれているということでございますけれども、黒田総裁はこの潜在成長率をどのように見ていらっしゃるのか、また終盤にかけて徐々に上昇していくということであればどの辺りに注意を向けていらっしゃるのか、質疑通告してあるかどうかちよつと心配なんですけれども、その点について黒田総裁のお考えを伺えたらと思っております。

○参考人(黒田東彦君) 御指摘のとおり、我が国の潜在成長率を見ますと、八〇年代の四％程度から、九〇年代の後半に入りますと一％台というこ

とだったわけですが、御指摘のような二〇〇八年のリーマン・ショック後、二〇〇九年以降、更にそれが低下してゼロ％台前半というふうになっているわけがあります。

【理事長峯誠君退席、委員長着席】

その動向につきまして委員の御指摘のとおりでありまして、それから今後の二〇二〇年にかけての潜在成長率がどうなっていくかという見通しでありますけれども、一つには、設備投資がリーマン・ショック後非常に低迷して、減価償却の方が大きかったために資本の貢献がマイナスになっていたわけですが、これがプラスになってきています。さらに、設備投資の企業の計画はかなりしっかりとしていることでありますので、設備投資の資本ストックの貢献が少しずつプラスが増えていくという可能性があるというふうに思っております。

二番目には、確かに人口が減少し、労働力人口が減っておりますけれども、最近の女性あるいは高齢者の労働参加率、就業率が上がってきておりまして、労働投入がずっとマイナスになってはいますけれども、そのマイナス幅がだんだん縮んできておりますので、これもプラスになるかどうかは分かりませんが、少なくともマイナス幅が縮んでいくということで潜在成長率を引き上げていく要素になり得ると思っております。

ただ、三番目の全要素生産率が実は一番重要であります、これがリーマン・ショック前まではまだ一％程度あったわけですが、これもこのところ低下してきておりますので、ここを引き上げるということが私は一番重要であると。その点では、いわゆる規制緩和であるとかその他の成長戦略、そして今御指摘のインフラの質を上げていくというか、インフラの改善をしていくということも恐らくこの潜在成長率にプラスになるのではないかと思います。

それでも、しかし政府が意図しております二％程度の実質成長を持続的に達成するというために

はまだまだ相当な努力が必要であろうというふう

に思っております。

○中山恭子君 ありがとうございます。

この潜在成長率を高めるための政策というのはやはりしっかりと取っていく必要があるかと思っておりますし、労働時間がマイナスになってしまっているということもございますから、やはり女性がしっかりと働けるように、又は高齢者も何らかの形で働くことができるように、また、私は、例えば定年制なども一度しっかりと考えて、定年というものをなくしてしまつて、できることであればなくす形で、高齢者も、お給料はもろろ減るにしても働くチャンスが出てくるということに大事であろうと思っておりますし、また派遣から正規雇用の労働者を増やしていくということも成長率を高めていくことができるかと思っております。ですから、ある意味では政府としてあるべき形、いろいろな種類の政策を取っていく必要があると考えております。

ただ、やはり、何とか二〇一三年以降、一四年くらいから戻ってきておりまして、今やつと〇・二％までになっているということでございますので、現在の政策を遂行し、また政府側でしっかりとした成長戦略を取るといことは大事であろうと考えているところでございます。

財務省の問題かと思っておりますけれども、安倍総理が各国を今訪問なさつて、そのそれぞれの方々に財政出動の提案をしていらつしやいます。今回のサミットで財政出動ということをやります。今回のものであると考えておりますが、この点については是非進めたいだきだきと思っておりますが、どのように財務省としてはお考えなのでしょうか。

○大臣政務官(中西祐介君) 中山恭子先生にお答えを申し上げます。

総理は、この度、欧州歴訪においてどのような意図を持つてどのような会談をされたかということについては、我々財務省としてコメントする立

場がないということをまず申し上げたいと思っておりますが、その上で、委員御指摘の機動的な財政出動については、二月に開催されました上海のG20財務大臣・中央銀行総裁会議におきまして、経済成長、雇用創出及び信託を強化するため機動的に財政政策を実施するということの合意がなされたところでございます。さらに、先日ワシントンで開催されましたG20におきましても再確認をされたところでございまして、これはまさにアベノミクス三本の矢と同じものでございまして、日本もこれまでも取り組んできたところであります。

これから、安倍内閣発足直後に編成をした十兆円を超える平成二十四年度の補正予算、さらには過去最大規模の平成二十八年度の当初予算、その中で、公共事業分野におきまして十二・一兆円分、この九月までの上半期において一割程度の契約を前倒しするというところで今取り組まさせていただきます。いたっているところでございまして、引き続き機動的な財政出動を行つてまいるところであります。

今後、世界経済の持続的、あるいは力強い成長への道筋を示すという観点から、国際的な政策の協調はもうこれは不可避だというふうにご考えておりまして、今後、G7の仙台の財務大臣・中銀総裁会合、そして伊勢志摩サミットも控えておりますので、こうした中で力強いメッセージを発揮できましますように、日本を中心として、政府としても引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○中山恭子君 各国の協調というのはもちろん必要であろうと思っておりますが、日本の公共事業の予算というのが余りにも小さ過ぎる。多分、今年度も平成二年度とは同じ額しか予算措置されていないというような状況でございますので、補正につきましても、熊本の復旧復興というものはもちろんでございますけれども、その問題以外に、日本の財政政策として公共事業費をもう倍増するくらい

で構わないと、もつとあつてもいいような、借金をしてでも、それこそ日銀に基金をつくらうとか、日銀からの借入れをするとかして、公共事業を徹底した形で、全国ベースで、しかも長期にわたった計画を立てた上で進めていく必要があると考えております。これがない限り、日銀だけにデフレ脱却を頼むという、金融政策だけではやり切れないことだと思ひますので、財務省としてそこはしっかりとした公共事業、いろんなことがありますが、それぞれの省とも相談しながら、あらゆるすべを使って全国の災害対策、安全、しかも美しい町づくり、快適な生活を次の世代ができるための事業を思い切った形で進めていただきたいと考えているところでございます。

是非お願いして、もう一個、例えば公共事業の前払とか単価を上げるとか賃金を上げるとか、そこも是非お考えいただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○平野達男君 平野達男でございます。

冒頭、質問通告していない質問になりますけれども、先ほど同僚議員の質問の中に、量的・質的金融緩和の導入、二〇一三年四月から始まるわけでありましたが、副総裁が、なぜ二年間で達成できていないのかという質問に対する答弁の中で、消費税増税の話をしていただきました。日銀総裁は、黒田総裁は、二〇一三年の四月の導入の際には八％の消費税の導入というのは織り込み済みであるという答弁をされています。これはどちらが本当なんでしょうか。

○参考人 黒田東彦君 日本銀行として、いわゆる展望レポートで経済見通しを向こう三年間、足下の年度と次年度と次の年度というのを示しておりますけれども、その際には当然、税制改正等で政府、国会で決まっておりますことは前提にして見通しをつくっているというところはとおりでございます。

ただ、結果的に見て、二〇一四年四月の三％の消費税引上げというのが、その前の駆け込みが

予想以上に大きくて、その後の駆け込みの反動もより大きく長く続いたということは見通しの誤りであつたというふうに考えております。

○平野達男君 先ほどの副総裁の答弁とちよつとニュアンスが違うんですね。今の総裁の答弁なら私は理解します。当初の想定の中ではそれを入れていたけれども、結果的には予想以上にその影響が大きかったという答弁ならばまだいいんですが、先ほどの副総裁のお話の中では、どうも消費税増税が、もう途中でそういうものが入ってきたし、私らの予想よりも範囲を超えているという、何か別次元の話でちよつと答弁されているという、そういう印象を受けました。

これは非常に大事な話だと思ひますね。こういうところについては、総裁と副総裁の、日銀の委員の皆さん、各事務局の皆さん方もおられますけれども、そのところのすり合わせはきちつとやられておいた方がいいと思ひますよ。聞いている限りにおいては、予測しないことをやっているみたいな話にもちよつと取りかねないような答弁だったので、これは総裁の方と副総裁の方の中ではよくすり合わせをやられていった方がいいと思ひます。

そして、お手元に今日は二枚の資料を用意させていただきました。一つは異次元政策の推移ということで、これは参考までにちよつと見ていただきたいんですが、もう一枚は、展望レポート等での二％達成時期についての記述ということでありまして、これをずつと追つてみました。

二〇一三年の四月四日、これは導入段階でありますけれども、「二年程度の期間を念頭に置いて、できるだけ早期に実現する。」と言つています。「できるだけ早期に実現する。」なんです。そして、それがだんだんだんだん時期がずれて、その「実現する。」が「可能性が高い。」に変わります。そして、また更に時期がずれて「予想される。」なんです。

一方で、こういう政策を導入して、そしてマイ

ナス金利まで導入していますね。政策を強化したにもかかわらず、日銀の当初言つた強いコミットメントがどんどん弱つていっているんですよ。例えば細切れにこういうものを出して、なおかつ展望レポートも見通しがこういうふうになる言葉で言えちよつと後退しているように見えてしまふんですけれども、こういう政策になったというのについては、日銀が今取ろうとしている政策というのは、私に言わせれば、当初はこれはかなり効果ある政策だというふうな位置付けから実現すると言ふことができたと思ひますけれども、予想されるというのは、まずやってみようという政策に変わつていっているふうにも取れちゃうんです。これは、総裁、どのように御説明されますか、これ。

○参考人 黒田東彦君 御指摘の展望レポート等での二％の達成時期についての記述というのは、それぞれの時期において、政策を前提として最善の見通しの下にこのように書いてきたわけでございます。

そうした中で、確かに、特に二〇一五年四月、十月、今年の一月、そして今年の四月と、少しずつですが二％の達成時期が後ろ倒しになっております。その最大の理由がやはり原油価格のあくまでも、この可能性が高いあるいは予想されるところである場合にも、やはり原油価格の動向によつて実際に二％程度に達する時期が左右されますので、原油価格の先物を参照しながら、原油価格の一定の前提を置いてそういう予測をしているということをはつきりと示したということでございます。

その上で、確かに、原油価格いかにかわらなかつた、いついつまでに必ず達成すると言ふ方が強いコミットメントであることは事実でありますけれども、実際問題として、これだけ原油価格が下がり、日本のみならず先進国ほとんど全てでインフレ率がほとんどゼロになつておりまして、そう

いったことを考えますと、やはり強いコミットメントが必要だということは事実でありまして、できるだけ早期に実現するというコミットメントは続いておりますけれども、実際に二％程度になる時期についてはこういった予測になつていっていることを御理解いただきたいと思ひます。

○平野達男君 私は、議論を単純に捉へ過ぎているかもしれませんが、日銀総裁、今総裁の答弁を聞いている限りにおいては、原油価格、実は原油価格だけじゃないとは思ひますけれども、まず原油価格の下落を主に議論されておりますが、その一方で、日銀総裁はいろんな政策、まだ例えば金利の深掘りとか何かいろんな手段があるとおつしやつていっているわけです。原油価格が下落ということについての予想困難性という中において、じゃ原油価格の下落に沿つて、何というんですか、これからの日銀政策というのを、政策決定等をやつていくということになるんでしょうか。

○参考人 黒田東彦君 現に、実は二〇一四年の十月に量的・質的金融緩和を拡大したわけですが、けれども、そのときの主たる理由は、原油価格が大幅に下落し、しかも市場の見通し等でも更に下落していくという見通しがあつたわけでございます。その下で、予想インフレ率その他に大きな影響を与える可能性がある、そういうリスクがあるということでも量的・質的金融緩和を拡大したわけでありまして。

そういう意味では、原油価格の動向が、特に小幅な動きとか、あるいは上がったものが下がる、下がったものが上がるというようなものであれば経済、物価にそれほど大きな影響はないかもしませんが、今回のように、二〇一四年の夏以降七〇％以上下落するというような大幅な下落については、やはりそれに対応して金融政策も行う。それは原油価格に対応したというよりも、原油価格がそれほど落ちていくということによつて予想物価上昇率とかあるいは実際の物価上昇率に非常に大きなマイナスの影響を与えるリスクがあるとい

うことで対応したわけです。

今後とも、原油価格が大幅に変動し、それが経済や物価に大きな影響を与えるというリスクがある場合には、当然金融政策でも対応するということになると思います。

○平野達男君 先ほどのちょっと質問にもう一回立ち返らせていただきますけれども、実現から、可能性が高い、そして予想される、そして、だれど政策は片っ方で強化をしている、その政策を強化しながら日銀のコミットメントは自信をなくしている、自信というか、強いコミットメントからかなり下がった表現になっているということについてのその理由についてのお答えはちょっとなかったような気がするんですけども、もう一度そこをお答えしていただけるでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) 二%の物価安定目標をできるだけ早期に実現するというコミットメントは全く変わっておりません。そのために必要な金融緩和措置はちゅうちゅうなく実施するというコミットメントも変わっておりません。

したがって、今後とも二%の物価安定目標の実現のために必要になれば、量、質、金利の三つの次元でちゅうちゅうなく金融緩和を行うという姿勢に変わりはありません。

○平野達男君 ですから、私がお聞きしたかったのは、二%の目標達成というのは大目標ですから、それはそのとおりだと思います。しかし、その時期をめぐっての表現が、実現するから、可能性だと、そして予想だということに、そのように、メッセージ、コミュニケーションが大事だと言っていますけれども、コミュニケーションのために発する言葉がやや、ややじゃない、かなり後退しているわけです。これはどういうふうに説明されるかということをお聞きしたつもりなんですけれども。

○参考人(黒田東彦君) 先ほど申し上げたとおり、二〇一五年の四月、十月、今年の一月、四月と二%の達成時期が後ずれしているわけござい

ますけれども、特に前三回は、原油価格が次々に下がっていく、市場の予想よりも更に下がっていくという中で、原油価格という日本がほとんど影響を与えられない外部的要因で、しかもそれが大きく物価の見通しに影響することから、こういったことになっているわけでございます。

なお、今回の四月の実現時期の後ずれは、もちろん背後に原油価格の問題もあるわけですが、より大きく新興国の減速、そして市場の混乱ということの影響があつて成長率が下振れしたということが主としてこの四月二十八日の後ずれの理由であつたというふうに思います。

○平野達男君 先ほど言いましたように、三段階で政策が強化されています。政策強化しているから、当初の政策よりは強化されたわけですが、だれど、実現目標についてはほとんど後退して、その実現の時期についても予想という言葉に変わつていいます。そして、市場とのコミュニケーションが大事だというふうに総裁おっしゃいました。そのとおりだと思います。でも、そこに対しての説明というか、こういう表現に変わつていっているということに対して、今回の、先ほどの冒頭の日銀総裁の説明についても、なぜ一七年度前半から二〇一七年度中に変わるかという、このペーパーの説明にもないんですね。もつとそこは丁寧な説明をやつぱり心掛けるべきだと思います。

そして、それからもう一つは、こうやって小刻みに変えていくということが市場にどういう影響を与えるのかというのは、日銀政策決定会合の中で議論されてみたらどうですか。これが、例えば市場の要するに様々な企業経営者であるとか投資家であるとか、我々も含めて、こういう形でどんどんどんどん変わつていきますと、日銀の言っていることの、総裁、日銀の発出する言葉に力がなくなっていくんですよ。ここをどのようにやつたら展開できるのか、こういったことも、これは本当に真摯に議論される一つのテーマではないかというふうに思います。

それから、あと最後にもう一つ。中山議員からもちよつと質問がございましたけれども、日銀の政策だけでは限界があるというのであれば、やはり政府に言うべきことはしっかり言うべきだということに思います。

ちよつと時間になりましたのでここで終わらせていただきますけれども、いずれ、入ったけれども抜け切る、一回入った政策をなかなか大きく変更するというのは難しいと、だから次から次へといるんな政策を繰り出すんだというような状況には入っていないということこそ是非とも念じて、この政策がとにかく早く成果を出すということをして私も今は願うしかありません。

○委員長(大家敏志君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後一時十七分休憩

午後一時三十五分開会

○委員長(大家敏志君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、中西健治君、山谷えり子君及び岩城光英君が委員を辞任され、その補欠として柘植芳文君、井原巧君及び島田三郎君が選任されました。

○委員長(大家敏志君) 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。麻生内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、情報通信技術の急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境の変化に対応し、金融機能の強化を図ることが喫緊の課題となっております。このような状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、金融グループにおける経営管理を実効的なものとするため、銀行持ち株会社等が果たすべき機能を明確化することとしたしております。

第二に、金融グループの効率的な業務運営と金融仲介機能の強化を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化することとしたしております。

第三に、金融機関と金融関連IT企業等との一層の連携の強化を可能とするため、銀行及び銀行持ち株会社による金融関連IT企業等への出資の容易化等を図ることとしたしております。

第四に、仮想通貨について、G7サミット等の国際的な要請も踏まえ、マネーロンダリング・テロ資金対策及び利用者保護のための法制度を整備することとしたしております。

その他、関連する規定の整備等を行うこととしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大家敏志君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十八分散会

〔参照〕

(白眞勲委員資料)

日本銀行政策委員会審議委員

さくら井 眞



- <任命理由>
- 1 櫻井眞氏は、日本輸出入銀行（現国際協力銀行）に入行後、大蔵省財政金融研究所特別研究員、経済企画庁経済研究所客員研究員等を歴任し、その後、大正海上基礎研究所主席研究員、(株)MSK基礎研究所国際金融研究センター所長等を経て、現在、サクライ・アソシエイト国際金融研究センター代表を務めるなど、経済及び金融に関する幅広い研究機関で活躍。このような活動を通じ、マクロ経済・金融、国際経済・金融、開発経済などに幅広い知見を有する人物である。
- 2 このため、経済及び金融に関して高い職見を有している同氏を日本銀行政策委員会審議委員として任命しようとするものである。

<略 歴> 生 年 月 日 昭和21年6月16日 (70歳)

昭和45年 3月 中央大学経済学部卒業
51年 4月 日本輸出入銀行入行（～平成元年9月）
55年 9月 米・イェール大学経済成長センター客員研究員（～57年8月）
59年 4月 大蔵省財政金融研究所特別研究員（～平成8年3月）
61年 4月 経済企画庁経済研究所客員研究員（～63年3月）
平成元年10月 大正海上基礎研究所主席研究員（～4年3月）
4年 4月 (株)MSK基礎研究所国際金融研究センター所長（～19年3月）
6月 三井海上投資顧問(株)取締役（～10年6月）
19年 4月 サクライ・アソシエイト国際金融研究センター代表（現職）
現 職 サクライ・アソシエイト国際金融研究センター代表（辞職予定）

<審議委員会等の兼職> なし

<主な著書> 「日本戦略宣言—シビリアン大国をめざして」(共著 講談社 平成 3年)
「日本経済—知の処方箋」(共著 TBSフリタニカ 昭和 62年) 他

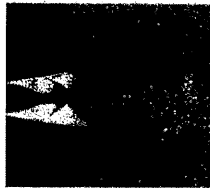
<主な活動> これまで、経済審議会国際経済委員会委員、経済企画庁「21世紀の太平洋地域経済構造研究会」委員、太平洋経済協力会議太平洋経済展望日本委員会委員、地球産業文化研究所「日本のアジア政策研究委員会」委員などを歴任。各機関で卓越した知見を発揮し、金融、国際金融、国際経済学、経済発展などの幅広い分野で活躍。

1

平成28年5月12日 参議院財政金融委員会
民進党・新緑風会 白 眞勲
出典：内閣総務官室作成資料

日本銀行政策委員会審議委員

さくら井 眞



- <任命理由>
- 1 櫻井眞氏は、日本輸出入銀行（現国際協力銀行）に入行後、大蔵省財政金融研究所特別研究員、経済企画庁経済研究所客員研究員等を歴任し、その後、大正海上基礎研究所主席研究員、(株)MSK基礎研究所国際金融研究センター所長等を経て、現在、サクライ・アソシエイト国際金融研究センター代表を務めるなど、経済及び金融に関する幅広い研究機関で活躍。このような活動を通じ、マクロ経済・金融、国際経済・金融、開発経済などに幅広い知見を有する人物である。
- 2 このため、経済及び金融に関して高い職見を有している同氏を日本銀行政策委員会審議委員として任命しようとするものである。

<略 歴> 生 年 月 日 昭和21年6月16日 (70歳)

官

昭和45年 3月 中央大学経済学部卒業
51年 4月 日本輸出入銀行入行（～平成元年9月）
55年 9月 米・イェール大学経済成長センター客員研究員（～57年8月）
平成2年 5月 → 59年 4月 大蔵省財政金融研究所特別研究員（～平成8年3月）
昭和62年 4月 → 61年 4月 経済企画庁経済研究所客員研究員（～63年3月）
平成元年10月 大正海上基礎研究所主席研究員（～4年3月）
4年 4月 (株)MSK基礎研究所国際金融研究センター所長（～19年3月）
→ 6月 この時点で未就任
19年 4月 サクライ・アソシエイト国際金融研究センター代表（現職）
現 職 サクライ・アソシエイト国際金融研究センター代表（辞職予定）
研究部長

<審議委員会等の兼職> なし この時点では「三井海上基礎研究所」

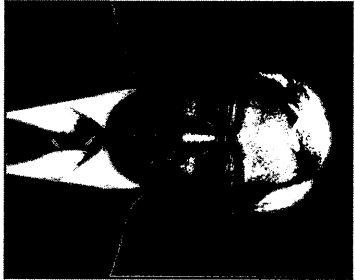
<主な著書> 「日本戦略宣言—シビリアン大国をめざして」(共著 講談社 平成 3年)
「日本経済—知の処方箋」(共著 TBSフリタニカ 昭和 62年) 他

<主な活動> これまで、経済審議会国際経済委員会委員、経済企画庁「21世紀の太平洋地域経済構造研究会」委員、太平洋経済協力会議太平洋経済展望日本委員会委員、地球産業文化研究所「日本のアジア政策研究委員会」委員などを歴任。各機関で卓越した知見を発揮し、金融、国際金融、国際経済学、経済発展などの幅広い分野で活躍。

2

平成28年5月12日 参議院財政金融委員会
民進党・新緑風会 白 眞勲
出典：内閣総務官室作成資料、平成28年5月10日衆議院財政金融委員会速記録をもとに白眞勲事務所作成

政策委員会審議委員：櫻井眞（さくらいまこと）



生年月日	昭和21年6月16日		
出身地	東京都		
任期	平成28	(2016)	年4月1日～平成33 (2021) 年3月31日
履歴			
昭和45年 3月	中央大学経済学部卒業		
昭和51年 3月	東京大学大学院経済学研究科博士課程修了		
昭和51年 4月	日本輸出入銀行入行		
昭和55年 9月	イエール大学経済成長センター客員研究員		
昭和59年 4月	大蔵省財政金融研究室特別研究員		
平成元年 4月	日本輸出入銀行海外投資研究所調査研究グループ・開発経済グループ主任研究員		
平成元年10月	(株)大正海上基礎研究所研究部長主席研究員		
平成 8年 4月	(株)三井海上基礎研究所国際金融研究センター所長		
平成19年 4月	サクライ・アソシエイト国際金融研究センター代表		
平成28年 4月 1日	日本銀行政策委員会審議委員		

3
平成28年5月12日 参議院財政金融委員会
民進党・新緑風会 白 眞敷
出典：日本銀行ホームページ

政策委員会審議委員：櫻井眞（さくらいまこと）



生年月日	昭和21年6月16日		
出身地	東京都		
任期	平成28（2016）年4月1日～平成33（2021）年3月31日		
履歴			
昭和45年 3月	中央大学経済学部卒業		
昭和51年 3月	<u>東京大学大学院経済学研究科博士課程修了</u>		
昭和51年 4月	日本輸出入銀行入行		
昭和55年 9月	イエール大学経済成長センター客員研究員		
昭和59年 4月	大蔵省財政金融研究室特別研究員		
平成元年 4月	日本輸出入銀行海外投資研究所調査研究グループ・開発経済グループ主任研究員		
平成元年10月	(株)大正海上基礎研究所研究部長主席研究員		
平成 8年 4月	(株)三井海上基礎研究所国際金融研究センター所長		
平成19年 4月	サクライ・アソシエイト国際金融研究センター代表		
平成28年 4月 1日	日本銀行政策委員会審議委員		

4
平成28年5月12日 参議院財政金融委員会
民進党・新緑風会 白 眞敷
出典：日本銀行ホームページをもとに白眞敷事務所作成

展望レポート等での2%達成時期についての記述

時期	2%の達成時期
2013年4月4日 (「量的・質的金融緩和」の導入について)	日本銀行は、消費者物価の前年比上昇率2%の「物価安定の目標」を、 <u>2年程度の期間を念頭に置いて</u> 、できるだけ早期に実現する。
2013年4月26日 (展望レポート)	消費者物価の前年比は、マクロ的な需給バランスの改善や中長期的な予想物価上昇率の高まりなどを反映して上昇傾向をたどり、 <u>見通し期間(2013年度～2015年度)の後半にかけて</u> 、「物価安定の目標」である2%程度に達する可能性が高いとみている。
2014年4月30日 (展望レポート)	消費者物価の前年比(消費税率引き上げの直接的な影響を除くベース)は、暫くの間、1%台前半で推移したあと、本年度後半から再び上昇傾向をたどり、 <u>見通し期間(2014年度～2016年度)の中盤頃に2%程度に達する可能性が高い</u> 。
2014年10月31日 (展望レポート)	消費者物価の前年比(消費税率引き上げの直接的な影響を除くベース)は、当面現状程度のプラス幅で推移したあと、次第に上昇率を高め、 <u>見通し期間の中盤頃、すなわち2015年度を中心とする期間に2%程度に達する可能性が高い</u> 。
2015年4月30日 (展望レポート)	2%程度に達する時期は、原油価格の動向によって左右されるが、現状程度の水準から緩やかに上昇していくとの前提にたてば、 <u>2016年度前半頃になると予想される</u> 。
2015年10月30日 (展望レポート)	2%程度に達する時期は、原油価格の動向によって左右されるが、同価格が現状程度の水準から緩やかに上昇していくとの前提にたてば、 <u>2016年度後半頃になると予想される</u> 。
2016年1月29日 (展望レポート)	消費者物価の前年比が、「物価安定の目標」である2%程度に達する時期は、 <u>2017年度前半頃になると予想される</u> 。
2016年4月28日 (金融政策決定会合)	2017年度前半頃 → 2017年度中

出典 日本銀行作成資料に基づき、平野達男事務所にて作成
平成28年5月12日 参議院財政金融委員会 新党改革・無所属の会 平野達男

「異次元」政策の推移

「量的・質的金融緩和」の導入
(2013年4月)

量的・質的に大規模な資産買入れ

- ・マタリューベースの増加 (60～70兆円/年)
 - ――長期国債の保有残高の増加 (50兆円/年)
- ・残存期間の長い国債の買入れ (3年弱 ⇒ 7年程度)
- ・ETF・J-REITの買入れ (1兆円/年・300億円/年)



「量的・質的金融緩和」の拡大
(2014年10月)

大規模な資産買入れの量的・質的な拡大

- ・マタリューベースの年間増加ペースを「60～70兆円」から
 - ――長期国債の保有残高の年間増加額を「80兆円」に
- ・長期国債買入れの平均残存期間を「7～10年」に
- ・ETF・J-REITの買入れ (3兆円/年・900億円/年)



「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入
(2016年1月)

- ・金融機関が保有する日銀当座預金に
 - ▲0.1%のマイナス金利を適用
 - ――今後、必要な場合、さらに金利を引き下げる

出典 日本銀行作成資料に基づき、平野達男事務所にて作成
平成28年5月12日 参議院財政金融委員会 新党改革・無所属の会 平野達男

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案

(銀行法の一部改正)

第一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の三」を「第十六条の四」に改める。

第二条第十二項を次のように改める。

12 この法律において「持株会社」とは、子会社(国内の会社に限る。)の株式等の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額)の合計額の総資産の額(内閣府令で定める方法による資産の合計金額をいう。)から内閣府令で定める資産の額(内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。)を除いた額に対する割合が百分の五十を超える会社をいう。

第八条に次の一項を加える。

4 前項の規定は、銀行が当該銀行の子会社である外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者その他の内閣府令で定める者との間で同項の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、適用しない。この場合において、当該銀行は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

第十二条の二に次の一項を加える。

3 前項の規定(銀行がその業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行を確保するための措置に関する部分に限る。)は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 銀行持株会社グループ(銀行持株会社並びにその子会社である銀行、第五十二条の二十三第一項各号に掲げる会社及び第五十二条の二十三の二第一項に規定する特例子会社対象会社の集団をいう。以下この項、第五十二条の二十一及び第五十二条の二十一の二第二項において同じ。)に属する二以上の会社(銀行を含む場合に限る。)が当該銀行持株会社グループに属する他の会社に当該二以上の会社に通ずる業務を委託する場合(当該銀行持株会社グループに属する銀行持株会社(他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。次号において同じ。))が、内閣府令で定めるところにより、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合に限る。

二 銀行持株会社グループに属する二以上の会社(銀行を含む場合に限る。)が当該銀行持株会社グループに属する銀行持株会社に当該二以上の会社に通ずる業務を委託する場合

第十三条第一項ただし書中「第十六条の三第四項第四号」を「第十六条の四第四項第四号」に改める。

第十三条の二ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社(他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。))の子会社(当該銀行以外の銀行に限る。))との間で当該取引若しくは行為を行う場合において、当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがないことその他の内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたとき」を加える。

第十六条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、銀行の無人の営業所において臨時にその業務の一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合については、同項の規定による店頭の掲示は、することを要しない。

第十六条の二第二項中「この条の下に」及び「次条第一項」を加え、同項第十一号中「主として」及び「第十項において同じ」を削り、「で定めるもの」の下に「第十一項において「銀行等」という。」を加え、同項第十二号中「次条第七項」を「第十六条の四第七項」に改め、同項第十二号の二中「次条第一項」を「第十六条の四第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十二の三 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

第十六条の二第七項中「第十三号又は第十四号」を「又は第十二号の三から第十四号まで」に、「第十項」を「第十一項」に改め、「主として」を削り、「次条第四項第一号」を「第十六条の四第四項第一号」に改め、「とき」の下に「(第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第十項において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)」を加え、同条第八項中「銀行の子会社」の下に「(第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)」を加え、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「主として銀行、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」を「銀行等」に改め、「は」の下に「当該従属業務を営む会社の当該銀行等又は当該銀行からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 銀行は、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該銀行の子会社及び

び第一項第十二号の三に掲げる会社を除く。)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第十六条の三第三項中「前条第一項第一号」を「第十六条の二第一項第一号」に、「第十二号の二及び第十三号」を「及び第十二号の二から第十三号まで」に、「除く。以下この条を「除く。次項から第六項まで」に改め、「当該」を削り、同条第四項第一号中「前条第七項」を「第十六条の二第七項」に改め、同条第七項及び第八項中「前条第一項第十二号」を「第十六条の二第一項第十二号」に改め、第二章の二中同条を第十六条の四とする。

第十六条の二の次に次の一条を加える。

(銀行による銀行グループの経営管理)
第十六条の三 銀行(子会社対象会社を子会社として認めるものであつて、他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。)は、当該銀行の属する銀行グループ(銀行及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。)の経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 銀行グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保
二 銀行グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整
三 銀行グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、銀行グルー

プの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第三十条第四項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の下に「昭和二十二年法律第五十四号」を加える。

第五十二条の二第二項中「前項を第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、銀行は、外国銀行グループ(外国銀行及びその子会社である外国銀行その他の内閣府令で定める者の集団をいう。ことに、認可を受けて当該外国銀行グループに属する外国銀行を所属外国銀行とする外国銀行代理業務を営むことができる。

第五十二条の二の二第一号中「前条第一項の下に若しくは第二項を加え、同条第二項を同条第三項に改め、同条第二号中「第六条の三第一項の下に若しくは第二項を加え、同条第二項を同条第三項に改める。

第五十二条の二の三及び第五十二条の二の四中「第五十二条の二第一項の下に若しくは第二項を加え、同条第二項を加え、同条第二項を同条第三項に改める。

第五十二条の二の五中「第五十二条の二第一項の下に若しくは第二項を加え、同条第二項の」を「同条第三項の」に改める。

第五十二条の二の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(銀行持株会社の業務範囲等)」を付し、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「その」を「当該銀行持株会社の属する銀行持株会社グループの経営管理(当該銀行持株会社並びに当該銀行持株会社の)」に、の経営管理を行うこと並びに」に係るものに限る。及び」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

銀行持株会社(他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。次条において同じ。は、当該銀行持株会社の属する銀行持株会社グループの経営管理を行わなければならない

ない。

第五十二条の二の二に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 銀行持株会社グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 銀行持株会社グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 銀行持株会社グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、銀行持株会社グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第五十二条の二の二を第五十二条の二の三とし、第五十二条の二の二の次に次の一項を加える。

第五十二条の二の二 銀行持株会社は、前条第二項の規定にかかわらず、当該銀行持株会社の銀行持株会社グループに属する二以上の会社(銀行を含む場合に限る。)に共通する業務であつて、当該業務を当該銀行持株会社において行うことが当該銀行持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資するものとして内閣府令で定めるものを、当該会社に代わつて行うことができる。

2 銀行持株会社は、前項に規定する内閣府令で定める業務を行うとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第五十二条の二の三第一項第十号中「主として及び」。第九項において同じ」を削り、「もの」を「もの(第十項において「銀行持株会社等」という。の)に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 前各号に掲げる会社のほか、情報

通信技術その他の技術を活用した当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資する見込まれる業務を営む会社

第五十二条の二の三第六項中「第十二号若しくは第十三号」を「若しくは第十一号の三から第十三号まで」に改め、「主として」を削り、「とき」の下に「(第一項第十一号の三に掲げる会社にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第九項において同じ。))を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)」を加え、同条第七項中「銀行持株会社の子会社」の下に「(第一項第十一号の三に掲げる会社にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)」を加え、同条第九項中「主として銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」を「銀行持株会社等」に改め、「は、」の下に「当該従属業務を営む会社の当該銀行持株会社等又は当該銀行からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 銀行持株会社は、当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社を対象会社(当該銀行持株会社の子会社及び第一項第十一号の三に掲げる会社を除く。)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなく

なるよう、所要の措置を講じなければならない。

第五十二条の二の三の二第一項第一号イ中「主として」を削る。

第五十二条の二の三第四項中「第十一号の二及び第十二号」を「及び第十二号の二から第十二号まで」に、除く。以下この条を「除く。次項から第六項まで」に改め、「当該」を削る。

第五十二条の三十九第一項中「二週間」を「三十日」に改める。

第五十二条の四十六第一項中「次条」を「次条第一項」に改める。

第五十二条の四十七に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、特定銀行代理業者の無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合については、同項の規定による店頭の掲示は、することを要しない。

第五十二条の六十一第二項中「第五十二条の三十九」の下に「(銀行が銀行代理業務を営む場合においては、第一項を除く。)」を加える。

第六十三条第六号の二中「第五十二条の二第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第六十五条第三号中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の二第二項」に改め、同条第四号中「第八号第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第五十二条の二第二項」を「第五十二条の二第三項」に、「第五十二条の四十七」を「第五十二条の四十七第一項」に改め、同条第五号及び第七号中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改め、同条第八号中「第十六条の三第三項」を「第十六条の四第三項」に改め、同条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 第五十二条の二の二第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務を行つたとき。

第六十五条第二十号中「第五十二条の二第一

項」の下に「若しくは第二項を加える。

(農業協同組合法の一部改正)

第二条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条の六十四第一項中「ものにあつては主として」を「ものにあつては」に、「ものの」を「もの(第四項において「農業協同組合等」という。の)に改め、同条第四項中「主として主務省令で定めるもの」を「農業協同組合等」に、「又は」を「のために又は会社が主として」に改め、「は」の下に「当該従属業務を営む会社の当該農業協同組合等又は当該農業協同組合からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加える。

第十一条の六十六第一項第五号中「主として」及び「。第九項において同じ」を削り、「ものの」を「もの(第九項において「農業協同組合連合会等」という。の)に改め、同条第四項中「主として」を削り、同条第九項中「主として農業協同組合連合会、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるもの」を「農業協同組合連合会等」に改め、「は」の下に「当該従属業務を営む会社の当該農業協同組合連合会等又は当該農業協同組合からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加える。

(水産業協同組合法の一部改正)

第三条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条の十四第一項中「ものにあつては主として」を「ものにあつては」に、「ものの」を「もの(第四項において「組合等」という。の)に改め、同条第四項中「主として組合その他これに類する者として主務省令で定めるもの」を「組合等」に、「又は」を「のために又は会社が主として」に改め、「は」の下に「当該従属業務を営む会社の当該組合等又は当該組合からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入

入の額に占める割合等を勘案して」を加える。

第八十七条の三第一項第五号中「主として」及び「。第九項において同じ」を削り、「ものの」を「もの(第九項において「連合会等」という。の)に改め、同条第四項中「主として」を削り、同条第九項中「主として連合会、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるもの」を「連合会等」に改め、「は」の下に「当該従属業務を営む会社の当該連合会等又は当該連合会からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加える。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第四条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「をいう。の下に」第四条の二第一項第一号及び第八項を除き」を加える。

第四条第一項中「第四条の五まで」を「第四条の四まで及び第四条の六に改める。

第四条の二第一項第一号中「主として」を削り、「ものの」を「もの(第八項において「信用協同組合等」という。の)に改め、同条第八項中「主として信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるもの」を「信用協同組合等」に改め、「は」の下に「当該従属業務を営む会社の当該信用協同組合等からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加える。

第四条の四第一項中「第三項の下に」及び第六項並びに次条第一項を加え、同項第六号中「主として」及び「第六項において同じ」を削り、「ものの」を「もの(第七項において「信用協同組合連合会等」という。の)に改め、同項第七号中「次条第二項」を「第四条の六第二項」に改め、同項第七号の二中「次条第一項」を「第四条の六第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の三 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該信用協同組合連合会の行う中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業の高度化若しくは当該信用協同組合連合会の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

第四条の四第三項中「まで」の下に「第七号の三」を加え、「第六項」を「第七項に改め、「主として」を削り、「とき」の下に「第一項第七号の三に掲げる会社にあつては、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数(第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。第六項において同じ)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき」を加え、同条第五項中「認可対象会社」を「認可対象会社が」に、「同じ」とを「同じ」が、と「子会社となる」とあるのは「子会社(同条第一項第七号の三に掲げる会社にあつては、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数(第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう)を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ)となる」とに改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「主として信用協同組合連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」を「信用協同組合連合会等」に改め、「は」の下に「当該従属業務を営む会社の当該信用協同組合連合会等又は当該信用協同組合連合会からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 信用協同組合連合会は、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該信用協同組合連合会の子会社及び第一項第七号の三に掲げる会社を除く)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第四条の五第一項中「前条第一項第一号」を「第四条の四第一項第一号」に、「第七号の二及び第八号」を「及び第七号の二から第八号まで」に改め、「。以下この項において同じ」及び「当該」を削り、同条第二項中「前条第一項第七号」を「第四条の四第一項第七号」に改め、同条第三項中「第四条の五第一項」を「第四条の六第一項」に改め、同条第四項中「前条第一項第七号」を「第四条の四第一項第七号」に改め、同条を第四条の六とする。

第四条の四の次に次の一条を加える。
(信用協同組合連合会による信用協同組合連合会グループの経営管理)

第四条の五 信用協同組合連合会(子会社対象会社を子会社として認めるものに限る)は、当該信用協同組合連合会の属する信用協同組合連合会グループ(信用協同組合連合会及びその子会社の集団をいう。次項において同じ)の経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 信用協同組合連合会グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 信用協同組合連合会グループに属する信用協同組合連合会及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 信用協同組合連合会グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために

2 前項の規定にかかわらず、長期信用銀行は、外国銀行グループ(外国銀行及びその子会社である外国銀行その他の内閣府令で定める者の集団をいう。)ごとに、認可を受けて当該外国銀行グループに属する外国銀行を所屬外国銀行とする外国銀行代理業務を営むことができる。

第十三条の二第二項第十一号中「主として」及び「第十二項において同じ」を削り、「で定めるもの」の下に「(第十三項において「長期信用銀行等」という。)を加え、同項第十二号及び第十三号の二中「第十六条の三第一項を」第十六条の四第一項に改め、同号の次に次の一号を加える。

十二の三 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該長期信用銀行の営む第六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務の高度化若しくは当該長期信用銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

第十三条の二第四項第八号イ中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第九項中「第十三号又は第十四号」を「又は第十二号の三から第十四号まで」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、「主として」を削り、「とき」の下に「(第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数(第十七条において準用する銀行法第十六条の四第一項(銀行等による議決権の取得等の制限)に規定する基準議決権数をいう。次項及び第十二項において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)」を加え、「銀行法」を「同法」に改め、「第三項まで」の下に「(合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等)」を加え、同条第十項中「長期信用銀行の子会社」の下に「(第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超え

る議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)」を加え、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「主として長期信用銀行、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」を「長期信用銀行等」に改め、「は、」の下に「当該従属業務を営む会社の当該長期信用銀行等又は当該長期信用銀行からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一号を加える。

12 長期信用銀行は、当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社当該長期信用銀行の子会社及び第一項第十二号の三に掲げる会社を除く。)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第十六条の四第一項第十号中「主として」及び「第九項において同じ」を削り、「ものの」を「もの(第十項において「長期信用銀行持株会社等」という。の)」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む第六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務の高度化若しくは当該長期信用銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

第十三号」を「若しくは第十一号の三から第十三号まで」に改め、「主として」を削り、「とき」の下に「(同項第十一号の三に掲げる会社にあつては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数(第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項(銀行持株会社等による議決権の取得等の制限)に規定する基準議決権数をいう。次項及び第九項において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)」を加え、「銀行法」を「同法」に改め、「第三項まで」の下に「(銀行持株会社に係る合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可)」を加え、同条第七項中「長期信用銀行持株会社の子会社」の下に「(第一項第十一号の三に掲げる会社にあつては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)」を加え、同条第九項中「主として長期信用銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」を「長期信用銀行持株会社等」に改め、「は、」の下に「当該従属業務を営む会社の当該長期信用銀行持株会社等又は当該長期信用銀行からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一号を加える。

9 長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該長期信用銀行持株会社の子会社及び第一項第十一号の三に掲げる会社を除く。)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超

える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第十六条の四の二第一項第一号イ中「主として」を削る。

第十七条中「あつては長期信用銀行について」の下に「銀行グループに係るものにあつては長期信用銀行グループ(長期信用銀行(第十三条の二第一項に規定する子会社対象会社を子会社として定めるものであつて、他の長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の子会社でないものに限る。)及びその子会社の集団をいう。)」について「を、」第六条の三第一項の下に「若しくは第二項を加え、同条第二項を「同条第三項」に改め、「する持株会社について」の下に「銀行持株会社グループに係るものにあつては長期信用銀行持株会社グループ(長期信用銀行持株会社並びにその子会社である長期信用銀行、第十六条の四第一項各号に掲げる会社及び特例子会社対象会社の集団をいう。)」について」を加える。

第二十五条第一号中「第六条の三第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十七条第一号中「第五十二条の二十一第一項を」第五十二条の二十二「第二項」に改め、同条第二号中「第六条の三第二項」を「第六条の三第三項」に改め、「第八条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第五十二条の四十七」を「第五十二条の四十七第一項」に改め、同条第三号中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改め、同条第七号中「第六条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第十号中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改め、同条第十一号中「第十六条の三第三項」を「第十六条の四第三項」に改め、同条第十四号の二の次に次の一号を加える。

十四の三 銀行法第五十二条の二十一の二第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務を行つたとき。

(労働金庫法の一部改正)

第七條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八條の六」を「第五十八條の七」に改める。

第五十八條の三第一項第一号中「主として」を削り、「ものの」を「もの(第八項において「労働金庫等」という。)の」に改め、同条第八項中「主として労働金庫その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」を「労働金庫等」に改め、「は」の下に「当該従属業務を営む会社の当該労働金庫等からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加える。

第五十八條の五第一項中「第三項」の下に「及び第六項並びに次条第一項」を加え、同項第六号中「主として」及び「第六項において同じ」を削り、「ものの」を「もの(第七項において「労働金庫連合会等」という。)の」に改め、同項第七号中「次条第二項」を「第五十八條の七第二項」に改め、同項第七号の二中「次条第一項」を「第五十八條の七第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の三 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該労働金庫連合会の第五十八條第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは当該労働金庫連合会の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

第五十八條の五第三項中「まで」の下に、「第七号の三」を加え、「及び第六項」を「及び第七項」に改め、「主として」を削り、「とき」の下に「(第一項第七号の三に掲げる会社にあつては、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数(第五十八條の七第一項に規定する基準議決権数をいう。第六項において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)」を加え、同条第五項中「認可対象会社」を「認可対象会社が、」に、「同じ。」と「

を同じ。」が、「と」、「子会社となる」とあるのは「子会社(同条第一項第七号の三に掲げる会社にあつては、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数(第五十八條の七第一項に規定する基準議決権数をいう。)を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)となる」とに改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「主として労働金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」を「労働金庫連合会等」に改め、「は」の下に「当該従属業務を営む会社の当該労働金庫連合会等又は当該労働金庫連合会からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 労働金庫連合会は、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該労働金庫連合会の子会社及び第一項第七号の三に掲げる会社を除く。)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第五十八條の六第一項中「前条第一項第一号」を「第五十八條の五第一項第一号」に、「第七号の二及び第八号」を「及び第七号の二から第八号まで」に改め、「。以下この項において同じ」及び「当該」を削り、同条第二項中「前条第一項第七号」を「第五十八條の五第一項第七号」に改め、同条第三項中「第五十八條の六第一項」を「第五十八條の七第一項」に改め、同条第四項中

「前条第一項第七号」を「第五十八條の五第一項第七号」に改め、第五章の二中同条を第五十八條の七とする。

第五十八條の五の次に次の一条を加える。
(労働金庫連合会による労働金庫連合会グループの経営管理)

第五十八條の六 労働金庫連合会(子会社対象会社を子会社として認めるものに限る。)は、当該労働金庫連合会の属する労働金庫連合会グループ(労働金庫連合会及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。)の経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 労働金庫連合会グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令・厚生労働省令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 労働金庫連合会グループに属する労働金庫連合会及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 労働金庫連合会グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、労働金庫連合会グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第九十四條第一項中「第十二條の二」の下に「(第三項を除く。)」を加え、同条第四項中「第五十二條の三十六第三項」との下に「「銀行が」とあるのは「労働金庫(政令で定めるものを除く。又は労働金庫連合会が」と、「を営む場合においては、第一項」とあるのは「政令で定める労働金庫を所屬労働金庫とするものを除く。」を行う場合においては、第一項」とを加える。

第一百一条第一項第十四号中「第五十二條の四十七」を「第五十二條の四十七第一項」に改め、

同項第十八号中「第五十八條の六第一項」を「第五十八條の七第一項」に改め、同項第十八号の三中「第五十八條の六第三項」を「第五十八條の七第三項」に、「第五十八條の六第一項」を「第五十八條の七第一項」に改め、同項第十八号の四中「第五十八條の六第三項」を「第五十八條の七第三項」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第八條 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十三條」を「第七十三條」に改める。

第三條第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前項の規定は、農林中央金庫が農林中央金庫の子会社である外国の法令に準拠して外国において銀行業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業をいう。第五十四條第四項第十号及び第七十二條第一項第五号において同じ。)を営む者との間で前項の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、適用しない。この場合において、農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣に届け出なければならない。

第五十四條第四項第十号中「(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業をいう。第七十二條第一項第五号において同じ。)」を削り、「同法」を「銀行法」に改める。

第七十二條第一項第八号中「主として」及び「。第十三項において同じ」を削り、「ものの」を「もの(第十四項において「農林中央金庫等」という。)」に改め、同項第九号及び第九号の二中「次条第一項」を「第七十三條第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の三 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した農林中央金

庫の営む第五十四条第一項各号に掲げる業務の高度化若しくは農林中央金庫の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

第七十二条第七項中「第十号又は第十一号」を「又は第九号の三から第十一号まで」に、「第十二項第一号及び第十三項」を「第十三項第一号及び第十四項」に改め、「主として」を削り、「と」の下に「(第一項第九号の三に掲げる会社にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数(第七十三条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第十項において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)」を加え、同条第八項中「農林中央金庫の子会社」の下に「(第一項第九号の三に掲げる会社にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社として、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「主として農林中央金庫、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるもの」を「農林中央金庫等」に改め、「は、」の下に「当該従属業務を営む会社の農林中央金庫等又は農林中央金庫からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して)」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十二項第一号中「主として」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「前項を」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 農林中央金庫は、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(農林中央金庫の子会社及び第一項第九号の三に掲げる会社を除く。)が同号に掲げる会社となったことを知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて

主務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第七十二条の次に次の一条を加える。

(農林中央金庫による農林中央金庫グループの経営管理)

第七十二条の二 農林中央金庫(子会社対象会社を子会社としている場合に限る。)は、農林中央金庫グループ(農林中央金庫及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。)の経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 農林中央金庫グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として主務省令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 農林中央金庫グループに属する農林中央金庫及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 農林中央金庫グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして主務省令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、農林中央金庫グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして主務省令で定めるもの

第七十三条第一項中「前条第一項第一号」を「第七十二条第一項第一号」に、「第九号の二及び第十号」を「及び第九号の二から第十号まで」に、「除く。以下この条を」を「除く。次項から第六項まで」に改め、「当該」を削り、同条第七項及び第九項中「前条第一項第九号」を「第七十二条第一項第九号」に改める。

第九十八条の二第一号中「第三条第七項」を「第三条第八項」に改める。

第百条第一項第五号中「第四条第四項」を「第三条第七項又は第四条第四項」に改め、同項第二十二号中「第七十二条第十二項」を「第七十二条第十三項」に改める。

(信託業法の一部改正)

第九条 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)

目次中「第九節 雑則(第四十八条―第五十条)」を「第九節 雑則(第四十八条―第五十条)」に改める。

の二―第四十七条の五)に改める。

第二条第四項中「又は電子記録債権」を「電子記録債権」に改め、「をする電子記録債権」の下に「又は第四十七条の二第一項に規定する電子債権記録機関の変更をする電子記録債権」を加える。

第七条第二項中「若しくは分割記録」を「分割記録若しくは記録機関変更記録」に改める。

第九条第一項中「債権記録」の下に「(記録機関変更記録がされているときは、第四十七条の二第二項に規定する変更後債権記録とし、当該変更後債権記録が複数あるときは、記録機関変更記録の年月日が直近のものとする。)」を加える。

第十条第二項中「期間のうちいずれかが経過する」を「場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改める。

第十六条第一項第七号中「又は分割記録」を「分割記録又は記録機関変更記録」に改め、同条第二項第十二号及び第十五号中「若しくは分割記録」を「分割記録若しくは記録機関変更記録」に改める。

第四十五条第一項第一号ハ中「又は分割記録」を「分割記録又は記録機関変更記録」に改める。

第二章中第九節を第十節とし、第八節の次の一節を加える。

第九節 電子債権記録機関の変更
(記録機関変更記録)

の一部を次のように改正する。
第七十一条第一項中「二週間」を「三十日」に改める。

(電子記録債権法の一部改正)

第十条 電子記録債権法(平成十九年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第九節 電子債権記録機関の変更(第四十七条第十節 雑則(第四十八条―第五十条))

第四十七条の二 電子記録債権は、その電子記録を行う電子債権記録機関の変更(以下単に「電子債権記録機関の変更」という。)をすることができる。

2 電子債権記録機関の変更は、次条から第四十七条の五までの規定により、電子債権記録機関の変更をしようとする電子記録債権についての債権記録(以下「変更前債権記録」という。)を記録原簿に記録している電子債権記録機関(以下「変更前電子債権記録機関」という。)から変更前債権記録の記録事項を引き継ぐ電子債権記録機関(以下「変更後電子債権記録機関」という。)がその記録原簿に新たに作成し、変更前債権記録の記録事項を記録する債権記録(以下「変更後債権記録」という。)に記録機関変更記録をすることによって行う。

(記録機関変更記録の請求等)

第四十七条の三 記録機関変更記録の請求は、変更前債権記録に電子記録債権の債権者として記録されている者(その者について相続その他の一般承継があつたときは、その相続人その他の一般承継人)であつて、当該電子記録債権の債務者全員の承諾を得たものがすることができる。

2 記録機関変更記録の請求は、次に掲げる場合には、することができない。

一 変更前債権記録に質権設定記録がされている場合

二 変更後電子債権記録機関が第七条第二項の規定により保証記録、質権設定記録、分割記録若しくは記録機関変更記録をしないこととし、又はこれらの電子記録若しくは譲渡記録について回数制限その他の制限をしていない場合において、その内容と変更前債権記録の内容が抵触するときは、

三 変更後電子債権記録機関が第十六条第五項の規定により同項に規定する事項について、その記録をしないこととし、又はその記録を制限している場合において、その内容と変更前債権記録の内容が抵触するときは、

3 記録機関変更記録の請求についての第六条の規定の適用については、同条中「電子債権記録機関」とあるのは、「第四十七条の二第二項に規定する変更前電子債権記録機関」とする。

4 変更前電子債権記録機関は、記録機関変更記録の請求があったときは、遅滞なく、変更前債権記録に次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 記録機関変更記録の請求があった旨
二 変更後電子債権記録機関の名称及び住所
三 電子記録の年月日

5 変更前電子債権記録機関は、前項の規定による記録をしたときは、遅滞なく、変更後電子債権記録機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 変更前電子債権記録機関の名称及び住所
二 変更前債権記録の記録事項
三 前二号に掲げるもののほか、変更前債権記録の記録事項の引継ぎに必要な事項として政令で定めるもの

(変更前電子債権記録機関の記録の禁止)

第四十七条の四 第七条第一項の規定にかかわらず、変更前電子債権記録機関は、前条第四

項の規定による記録をしたときは、変更前債権記録に電子記録(次条第四項の規定による記録を除く)をしてはならない。

(記録機関変更記録の記録事項等)
第四十七条の五 変更後電子債権記録機関は、第四十七条の三第五項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、記録機関変更記録をしなければならない。

2 記録機関変更記録においては、変更後債権記録に次に掲げる事項を記録しなければならない。この場合において、変更後電子債権記録機関は、変更後債権記録に第十六条第二項第十五号に掲げる事項を記録することができる。

一 電子債権記録機関の変更をした旨

二 変更後債権記録の記録番号

三 第四十七条の三第五項第一号及び第二号に掲げる事項(記録機関変更記録の記録可能回数にあつては、当該記録可能回数から一を控除した残りの記録可能回数)

四 電子記録の年月日

3 変更後電子債権記録機関は、記録機関変更記録をしたときは、遅滞なく、変更前電子債権記録機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 変更後電子債権記録機関の名称及び住所

二 前項の規定による記録をした旨

三 前項第二号に掲げる事項

4 変更前電子債権記録機関は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、変更前債権記録に次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 前項第二号及び第三号に掲げる事項

二 電子記録の年月日

第八十六条中「期間のうちのいずれかが経過する」を「場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条各号を次のように改める。

一 次号に掲げる場合以外の場合 次のイ又はロに定める日のいずれか早い日

イ 当該債権記録に記録された全ての電子記録債権に係る債務の全額について支払等記録がされた日又は変更記録により当該債権記録中の全ての記録事項について削除する旨の記録がされた日から五年を経過する日

ロ 当該債権記録に記録された支払期日(分割払の方法により債務を支払う場合にあっては、最終の支払期日)又は最後の電子記録がされた日のいずれか遅い日から十年を経過する日

二 当該債権記録が変更前債権記録である場合 合 第四十七条の五第四項各号に掲げる事項の記録がされた日から五年を経過する日

目次中「表示」を「情報の提供」に、「第二十一条」を「第二十一条の二」に、「第三十条」を「第三十条の二」に、「第四章 資金清算」を「第四章 資金清算」に、「第四章 雑則」を「第四章 雑則」に改める。

第一章 総則(第六十三条の二第六十三条の七)
第二章 業務(第六十三条の八第六十三条の十二)
第三章 監督(第六十三条の十三第六十三条の十九)
第四章 雑則(第六十三条の二十第六十三条の二十二)

目次中「表示」を「情報の提供」に、「第二十一条」を「第二十一条の二」に、「第三十条」を「第三十条の二」に、「第四章 資金清算」を「第四章 資金清算」に、「第四章 雑則」を「第四章 雑則」に改める。

目次中「表示」を「情報の提供」に、「第二十一条」を「第二十一条の二」に、「第三十条」を「第三十条の二」に、「第四章 資金清算」を「第四章 資金清算」に、「第四章 雑則」を「第四章 雑則」に改める。

第一条中「行う為替取引」の下に、「仮想通貨の交換等」を加える。

第二条中第十二項を第十九項とし、第九項から第十一項までを七項ずつ繰り下げ、第八項を第十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

14 この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続(資金移動業又は仮想通貨交換業に関する苦情を処理する手続をいう。及び紛争解決手続(資金移動業又は仮想通貨交換業に関する紛争で当事者が和解をすることができないものについて訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第百条第三項を除き、以下同じ。に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

15 この法律において「紛争解決等業務の種別」

第九十三条を次のように改める。

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条第一項、第四十七条の五第一項若しくは第四十九条第一項の規定に違反して、記録簿簿に電子記録をすべき事項を記録せず、又はこれに虚偽の記録をした者

二 第四十七条の三第五項の規定に違反して、通知をすべき事項を通知せず、又は虚偽の通知をした者

(資金決済に関する法律の一部改正)

第十一条 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「表示」を「情報の提供」に、「第二十一条」を「第二十一条の二」に、「第三十条」を「第三十条の二」に、「第四章 資金清算」を「第四章 資金清算」に、「第四章 雑則」を「第四章 雑則」に改める。

目次中「表示」を「情報の提供」に、「第二十一条」を「第二十一条の二」に、「第三十条」を「第三十条の二」に、「第四章 資金清算」を「第四章 資金清算」に、「第四章 雑則」を「第四章 雑則」に改める。

目次中「表示」を「情報の提供」に、「第二十一条」を「第二十一条の二」に、「第三十条」を「第三十条の二」に、「第四章 資金清算」を「第四章 資金清算」に、「第四章 雑則」を「第四章 雑則」に改める。

とは、紛争解決等業務に係る資金移動業務(資金移動業者が営む為替取引に係る業務をいう。第五十一条の二第一項第一号において同じ。及び仮想通貨交換業務(仮想通貨交換業者が行う第七項各号に掲げる行為に係る業務をいう。第六十三条の十二第一項第一号において同じ。の種別をいう。

第二条中第七項を第十二項とし、第六項を第十一項とし、第五項を第十項とし、第四項の次に次の五項を加える。

5 この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用する

目次中「表示」を「情報の提供」に、「第二十一条」を「第二十一条の二」に、「第三十条」を「第三十条の二」に、「第四章 資金清算」を「第四章 資金清算」に、「第四章 雑則」を「第四章 雑則」に改める。

ることができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。)であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

6 この法律において「通貨建資産」とは、本邦通貨若しくは外国通貨をもつて表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもつて債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの(以下この項において「債務の履行等」という。)が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもつて債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。

7 この法律において「仮想通貨交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをい、「仮想通貨の交換等」とは、第一号及び第二号に掲げる行為をいう。

一 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換

二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

三 その行前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をするものと。

8 この法律において「仮想通貨交換業者」とは、第六十三条の二の登録を受けた者という。

9 この法律において「外国仮想通貨交換業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第六十三条の二の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可そ

他の行政処分を含む。)を受けて仮想通貨交換業を行う者をいう。

第十条第一項第九号ハ中「禁錮」を「禁固」に改め、同号ホ中「これらの」を「その」に改める。

第二章第四節の節名中「表示」を「情報の提供」に改める。

第十三条の見出し中「表示又は」を削り、同条第一項中「当該前払式支払手段に係る証券等又は当該前払式支払手段と一体となつている書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合を除く。」には、その発行する前払式支払手段(当該前払式支払手段と一体となつている書面その他の物を含む。)に「を」を削り、「を」を「を」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の場合において、」を削り、「同項第四号」を「前項第四号」に、「当該事項を表示しないことができる」を「同項の規定にかかわらず、当該事項について同項の規定による情報の提供をすることを要しない」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十條第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前払式支払手段発行者は、前項の規定により払戻しをしようとする場合には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告するとともに、当該事項に関する情報を当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者に提供しなければならない。

一 当該払戻しをする旨

二 当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、六十日を下らない一定の期間内に債権の申出をすべきこと。

三 前号の期間内に債権の申出をしない前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除外されるべきこと。

四 その他内閣府令で定める事項

四十條第一項(第三号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、前払式支払手段発行者(会社に限る。)が電子公告(同法第二條第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。)により前項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第九百四十條第一項第三号に係る部分に限る。)及び第三項、第九百四十一條、第九百四十六條、第九百四十七條、第九百五十一條第二項、第九百五十三條並びに第九百五十五條の規定は、前払式支払手段発行者(外国会社に限る。)が電子公告により第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二章第四節中第二十一條の次に次の一條を加える。

(苦情処理に関する措置)

第二十一條の二 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

第二十四條第二項中「者」を「者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この条及び第三十二條において同じ。)」に改める。

第二章第六節中第三十條の前に次の一條を加える。

(基準日に係る特例)

第二十九條の二 前払式支払手段発行者が、内閣府令で定めるところにより、この項の規定の適用を受けようとする旨その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出した場合には、当該届出書を提出した日後における当該前払式支払手段発行者については、第三條第二項の規定の適用については、同項中「及び九月三十日」とあるのは、「六月三十日、九月三十日及び十二月三十

一日」として、この章の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項の規定の適用を受けている前払式支払手段発行者が、内閣府令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出した場合には、当該前払式支払手段発行者については、当該届出書を提出した日(当該届出した日の属する基準期間が特例基準日(毎年六月三十日及び十二月三十一日をいう。)の翌日から次の通常基準日(毎年三月三十一日及び九月三十日をいう。以下この項において同じ。))までの期間である場合にあつては、当該通常基準日。以下この項において同じ。)後は、前項の規定は、適用しない。ただし、当該前払式支払手段発行者が、当該届出した日後新たに同項の届出書を提出したときは、この限りでない。

3 第一項の規定の適用を受けている前払式支払手段発行者は、同項の届出書を提出した日から起算して政令で定める期間を経過した日以後でなければ、前項本文の届出書を提出することができない。

4 第二項本文の届出書を提出した前払式支払手段発行者は、当該届出書を提出した日から起算して政令で定める期間を経過した日以後でなければ、第一項の届出書を提出することができない。

第三十八條第一項第四号中「これらに準ずる」を「外国の法令上これらに相当する」に改め、同項第八号中「資金移動業」の下に「の一部」を加える。

第四十條第一項第十号ハ中「禁錮」を「禁固」に改め、同号ホ中「この法人」を「その法人」に改める。

第五十條中「を第三者に委託した」を「の一部を第三者に委託(二以上の段階にわたる委託を

含む。をした」に改める。

第五十一条の二の見出し中「指定紛争解決機関」を「指定資金移動業務紛争解決機関」に改め、同条第一項第一号中「指定紛争解決機関が」を「指定資金移動業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が資金移動業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が」に、「指定紛争解決機関との」を「指定資金移動業務紛争解決機関との」に改め、同項第二号及び同条第二項中「指定紛争解決機関」を「指定資金移動業務紛争解決機関」に改め、同条第三項第一号中「第九十九条第一項に規定する紛争解決等業務をいう。次号において同じ。」を削り、「第一項第二号」を「同号」に改め、同項第二号中「指定紛争解決機関」を「指定資金移動業務紛争解決機関」に改める。

第五十四条第二項中「者」を「者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条及び第六十条において同じ。）」に改める。

第六十一条第一項第一号中「資金移動業」の下に「の全部又は一部」を加え、同条第二項中「が資金移動業」の下に「の全部」を加え、同条第三項中「資金移動業」の下に「の全部又は一部」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「その行う」を「廃止しようとする資金移動業として行う」に改め、同条第六項中「平成十七年法律第八十六号」を削る。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 仮想通貨

第一節 総則

（仮想通貨交換業者の登録）

第六十三条の二 仮想通貨交換業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行つてはならない。

（登録の申請）

第六十三条の三 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理

大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 資本金の額

三 仮想通貨交換業に係る営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役とし、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とし、外国仮想通貨交換業者にあつては外国の法令上これらに相当する者とする。第六十三条の五第一項第十号において同じ。）の氏名の氏名又は名称

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

六 外国仮想通貨交換業者にあつては、国内における代表者の氏名

七 取り扱う仮想通貨の名称

八 仮想通貨交換業の内容及び方法

九 仮想通貨交換業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

十 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

十一 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、第六十三条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（仮想通貨交換業者登録簿）

第六十三条の四 内閣総理大臣は、第六十三条の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を仮想通貨交換業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録を

したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第六十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社又は外国仮想通貨交換業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）でないもの

二 外国仮想通貨交換業者にあつては、国内における代表者（国内に住所を有するものに限る。）のない法人

三 仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人

四 仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人

五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

六 他の仮想通貨交換業者が現に用いてゐる商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の仮想通貨交換業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする法人

七 第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けてゐる同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

八 この法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又はこれ

らに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

九 他に行う事業が公益に反すると認められる法人

十 取締役若しくは監査役又は会計参与（外国仮想通貨交換業者にあつては、国内における代表者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 仮想通貨交換業者が第六十三条の十七

第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けてゐる同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十

日以内にその法人の取締役等であつた者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第六十三条の六 仮想通貨交換業者は、第六十三条の三第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を仮想通貨交換業者登録簿に登録しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第六十三条の七 仮想通貨交換業者は、自己の名義をもって、他人に仮想通貨交換業を行わせてはならない。

第二節 業務

(情報の安全管理)

第六十三条の八 仮想通貨交換業者は、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委託先に対する指導)

第六十三条の九 仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業の一部を第三者に委託(二以上の段階にわたる委託を含む)をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(利用者の保護等に関する措置)

第六十三条の十 仮想通貨交換業者は、内閣府令で定めるところにより、その取り扱う仮想通貨

通貨と本邦通貨又は外国通貨との誤認を防止するための説明、手数料その他の仮想通貨交換業に係る契約の内容についての情報の提供その他の仮想通貨交換業の利用者の保護を図り、及び仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(利用者財産の管理)

第六十三条の十一 仮想通貨交換業者は、その行う仮想通貨交換業に関して、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業の利用者の金銭又は仮想通貨を自己の金銭又は仮想通貨と分別して管理しなければならない。

2 仮想通貨交換業者は、前項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第六十三条の十四第三項において同じ。)又は監査法人の監査を受けなければならない。

(指定仮想通貨交換業務紛争解決機関との契約締結義務等)

第六十三条の十二 仮想通貨交換業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定仮想通貨交換業務紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が仮想通貨交換業務であるものをいう。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定仮想通貨交換業務紛争解決機関との間で仮想通貨交換業に係る手続実施基本契約(第九十九条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。)を締結する措置

二 指定仮想通貨交換業務紛争解決機関が存在しない場合 仮想通貨交換業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

2 仮想通貨交換業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合

には、当該手続実施基本契約の相手方である指定仮想通貨交換業務紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第百条第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同号の一の指定仮想通貨交換業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定仮想通貨交換業務紛争解決機関の第九十九条第一項の規定による指定が第百条第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当している場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第九十九条第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

4 第一項第二号の「苦情処理措置」とは、利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

5 第一項第二号の「紛争解決措置」とは、利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。)により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

(帳簿書類)

第六十三条の十三 仮想通貨交換業者は、内閣府令で定めるところにより、その仮想通貨交換業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

第三節 監督

(報告書)

第六十三条の十四 仮想通貨交換業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 仮想通貨交換業者(第二条第七項第三号に掲げる行為を行う者に限る。)は、前項の報告書のほか、内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業に関し管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量その他これらの管理に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 第一項の報告書には、財務に関する書類、当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 第二項の報告書には、仮想通貨交換業に関し管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量を証する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(立入検査等)

第六十三条の十五 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行のために必要があるとき、仮想通貨交換業者に対し当該仮想通貨交換業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該仮想通貨交換業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該仮想通貨交換業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該仮想通貨交換業者の業務若しくは財産の状況に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該仮想通貨交換業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該仮想通貨交換業者の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の仮想通貨交換業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

（業務改善命令）

第六十三条の十六 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行のために必要があるとき、仮想通貨交換業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第六十三条の十七 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業者が次の各号のいずれかに該当すると

きは、第六十三条の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて仮想通貨交換業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十三条の五第一項各号に該当することとなったとき。

二 不正の手段により第六十三条の二の登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

2 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は仮想通貨交換業者を代表する取締役若しくは執行役（外国仮想通貨交換業者である仮想通貨交換業者にあつては、国内における代表者）の所在を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該仮想通貨交換業者から申出がないときは、当該仮想通貨交換業者の第六十三条の二の登録を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

（登録の抹消）

第六十三条の十八 内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消したとき、又は第六十三条の二十第二項の規定により第六十三条の二の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。

（監督処分等の公告）

第六十三条の十九 内閣総理大臣は、第六十三条の十七第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第四節 雑則

（廃止の届出等）

第六十三条の二十 仮想通貨交換業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞な

く、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 仮想通貨交換業の全部又は一部を廃止したとき。

二 仮想通貨交換業者について破産手続開始の申立て等が行われたとき。

2 仮想通貨交換業者が仮想通貨交換業の全部を廃止したときは、当該仮想通貨交換業者の第六十三条の二の登録は、その効力を失う。

3 仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業の全部若しくは一部の廃止をし、仮想通貨交換業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併（当該仮想通貨交換業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による仮想通貨交換業の全部若しくは一部の承継をさせようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4 仮想通貨交換業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 仮想通貨交換業者は、第三項の規定による公告をした場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をした場合を除く。）には、廃止しようとする仮想通貨交換業として行う仮想通貨の交換等に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該仮想通貨交換業に関し管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならない。

6 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、外国仮想通貨交換業者である仮想通貨交換業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

7 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、外国仮想通貨交換業者である仮想通貨交換業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等）

第六十三条の二十一 仮想通貨交換業者について、第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録が取り消されたとき、又は前条第二項の規定により第六十三条の二の登録が効力を失ったときは、当該仮想通貨交換業者であつた者は、その行う仮想通貨の交換等に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、その行う仮想通貨交換業に関し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお仮想通貨交換業者とみなす。

（外国仮想通貨交換業者の勧誘の禁止）

第六十三条の二十二 第六十三条の二の登録を受けていない外国仮想通貨交換業者は、国内にある者に対して、第二条第七項各号に掲げる行為の勧誘をしてはならない。

第六十六條第二項第四号ホ中「この法人」を「その法人」に改める。

第八十条第二項中「者」を「者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」に改める。

第八十七條中「又は資金移動業者が」を「、資金移動業者又は仮想通貨交換業者が」に改め、同条第一号中「又は資金移動業者」を「、資金移動業者又は仮想通貨交換業者」に改め、同条第二号中「又は資金移動業者」を「、資金移動業者又は仮想通貨交換業者」に改める。

第八十八条各号(第四号を除く。)及び第九十条第二項中「又は資金移動業」を、「資金移動業又は仮想通貨交換業」に改める。

第九十一条第一項中「又は資金移動業」を「資金移動業又は仮想通貨交換業」に改め、同条第五項中「資金移動業」を「当該指定に係る紛争解決等業務の種別」に改める。

第九十二条第一項中「及び資金移動業者」を「資金移動業者又は仮想通貨交換業者」に改める。

第九十七条中「又は資金移動業者」を「資金移動業者又は仮想通貨交換業者」に改める。

第九十九条第一項中「苦情処理手続(資金移動業に関する苦情を処理する手続をいう。)及び紛争解決手続(資金移動業に関する紛争で当事者が和解をすることができるとのについて訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。次条第三項を除き、以下この章において同じ。)の業務並びにこれに付随する業務をいう。以下この項において同じ。)」を削り、同項第四号ハ中「禁

錮」を「禁錮」に改め、同項第八号中「資金移動業者の数の資金移動業者」を「資金移動業等関係業者(資金移動業者又は仮想通貨交換業者をいう。以下この章において同じ。)の数の資金移動業等関係業者」に改め、同条第二項中「資金移動業者」を「資金移動業等関係業者」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに行うものとし、同項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

第一百零一条第三項中「資金移動業者」を「資金移動業等関係業者」に改める。

第五十二条の六十三第一項 前条第一項	
次に掲げる事項	資金決済に関する法律第九十九条第一項
	指定を受けようとする紛争解決等業務の種別(同法第二十五条第十五項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。第五十二条の七十三第三項第二号において同じ。)及び次に掲げる事項

第一百一条第二項の表第五十二条の七十三第三項第二号の項中「為替取引」を「紛争解決等業務の種別が資金移動業務(資金決済に関する法律第二十五条第十五項に規定する資金移動業務をいう。)である場合にあっては為替取引に係る業務、紛争解決等業務の種別が仮想通貨交換業務(同項に規定する仮想通貨交換業務をいう。)である場合にあっては同条第七項各号に掲げる行

為」に改める。

第一百零一条第一項中「第五十四条第一項若しくは第二項の下に」、第六十三条の十五第一項若しくは第二項を加える。

第一百三十三条中「金融破綻処理制度を」「金融破綻処理制度」に改め、「資金移動業者」の下に「仮想通貨交換業者」を加える。

第一百七十七条第二号中「又は第三十七条」を「第

三十七号又は第六十三条の二に改め、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 第六十三条の二の登録を受けないで仮想通貨交換業を行った者

六 第六十三条の七の規定に違反して、他人に仮想通貨交換業を行わせた者

第七百八条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第六十三条の十一第一項の規定に違反した者

三 第六十三条の十七第一項の規定による仮想通貨交換業の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十九条第七号を削り、同条第六号中「第五十四条第一項若しくは第二項の下に」、第六十三条の十五第一項若しくは第二項を加え、同条を同条第七号とし、同条第五号中「第五十四条第一項若しくは第二項の下に」、第六十三条の十五第一項若しくは第二項を加え、同条を同条第六号とし、同条第四号中「第二項の下に」、第六十三条の十四第一項若しくは第二項を加え、同条を「第五十三条第三項」の下に「若しくは第六十三条の十四第三項若しくは第四項」を加え、同条を同条第五号とし、同条第三号中「第五十二條」の下に「第六十三条の十三」を加え、同条を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 第二十条第二項、第六十一条第三項若しくは第六十三条の二十第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

第一百零二条第二号中「又は第三十八条第一項」を「第三十八条第一項」に、「添付書類」を「添付書類又は第六十三条の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による添付書類」に改める。

第一百三十三条中「第五十五条の下に」、第六十三条の十六を加える。

第一百零四条第一号中「若しくは第四十一条第一項を」、第四十一条第一項若しくは第六十三条の六第一項に改め、同条第二号中「若しくは第二項」及び「表示若しくは」を削り、同条中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十条第四項、第六十一条第七項若しくは第六十三条の二十第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。)に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

第一百零五条第一項第一号中「第三号を」「第五号」に改め、同項第二号中「第七号を」「第一号」に改め、同項第四号中「第八号第三号、第九号第九号第七号」を「第八号第五号、第九号第一号」に改める。

第一百零六条第一号中「第六十一条第七項」を「第二十条第四項、第六十一条第七項又は第六十三条の二十第七項」に改め、同条第二号中「第六十一条第七項」を「第二十条第四項、第六十一条第七項若しくは第六十三条の二十第七項」に改め、同条第三号中「第六十一条第七項」を「第二十条第四項、第六十一条第七項又は第六十三条の二十第七項」に改める。

第一百七十七条第一号中「若しくは第六十一条第一項を」、第六十一条第一項若しくは第四項若しくは第六十三条の二十第一項に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にされている銀行法第八条第三項の規定による認可の申請のうち銀行と第一条の規定による改正後の同法次条及び附則第四条において「新銀行法」という。第八条第四項に規定する者との間の契約に関するものは、同項の規定によりした届出とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の銀行法第五十二条の二第一項の認可を受けて同項に規定する外国銀行代理業務を営んでいる銀行は、内閣府令で定めるところにより、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三月を経過する日までに新銀行法第五十二条の二第一項に規定する所属外国銀行が属する同条第二項に規定する外国銀行グループについて内閣総理大臣に届け出たときは、当該外国銀行グループについて同項の認可を受けた銀行とみなす。

(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現にされている第六条の規定による改正前の長期信用銀行法次条において「旧長期信用銀行法」という。第十七条において準用する銀行法第八条第三項の規定による認可の申請のうち長期信用銀行と第六条の規定による改正後の長期信用銀行法(次条において「新長期信用銀行法」という。)第十七条において準用する新銀行法第八条第四項に規定する者との間の契約に関するものは、同項の規定によりした届出とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に旧長期信用銀行法第六条の三第一項の認可を受けて同項に規定する外国銀行代理業務を営んでいる長期信用銀行は、内閣府令で定めるところにより、施行日から起算して三月を経過する日までに新長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行が属する同条第二項に規定する外国銀行グループについて内閣総理大臣に届け出たときは、当該外国銀行グループについて同項の認可を受けた長期信用銀行とみなす。

(権限の委任)

第六条 内閣総理大臣は、附則第三条及び前条の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の際現にされている農林中央金庫法第三条第六項の規定による認可の申請のうち農林中央金庫と第八条の規定による改正後の農林中央金庫法第三条第七項に規定する者との間の契約に関するものは、同項の規定によりした届出とみなす。

(資金決済に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に仮想通貨交換業(第十一条の規定による改正後の資金決済に関する法律(以下この条において「新資金決済法」という。))第二条第七項に規定する仮想通貨交換業者をいう。以下この条において同じ。を行って

いる者は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新資金決済法第六十三条の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新資金決済法第六十三条の十七第一項の規定により仮想通貨交換業の全部の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、新資金決済法第六十三条の二の規定にかかわらず、当該仮想通貨交換業を行うことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により仮想通貨交換業を行うことができる場合においては、その者を仮想通貨交換業者(新資金決済法第二条第八項に規定する仮想通貨交換業者をいう。)とみなして、新資金決済法の規定を適用する。この場合において、

新資金決済法第六十三条の十七第一項中「第六十三条の二の登録を取り消し」とあるのは、「仮想通貨交換業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される新資金決済法第六十三条の十七第一項の規定により仮想通貨交換業の全部の廃止を命じられた場合における新資金決済法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により新資金決済法第六十三条の二の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の

(三) 資金決済に関する法律第六十三条の二(仮想通貨交換業者の登録)

(住民基本台帳法の一部改正)

第十条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の二部を次のように改正する。

別表第一の十二の項中「第四十一条第一項の届出」の下に、同法第六十三条の二の登録、同法第六十三条の六第一項の届出を加える。

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正)

第十一条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第一項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

(会社法の一部改正)

第十二条 会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九百四十三条第一号中「第五十七条第六項並びに」を「第五十七條第六項、」に、「(以下)」を「並びに資金決済に関する法律平成二十二年法律第五十九号」第二十條第四項、第六十一条第七項及び第六十三條の二十第七項(以下)に改める。

規定による同条の登録の取消しの日とみなす。

(登録免許税法の一部改正)

第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十五号(二)中「第五十二条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、同号(三)中「第六条の三第一項」の下に「又は第二項」を加え、同表第四十九号中「資金移動業者の登録」の下に「仮想通貨交換業者の登録」を加え、同号(四)を同号(五)とし、同号(三)を同号(四)とし、同号(二)の次に次のように加える。

(郵政民営化法の一部改正)

第十三条 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第六十四條中「第五十二條の二十一第一項」を「第五十二條の二十一第二項及び第五十二條の二十一の二」に改める。

第六十一條第一項中「とき」の下に「(同法第六六条の二第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数(同法第六六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第四項において同じ。))を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき」を加え、同条第二項中「郵便貯金銀行の子会社」の下に「(同条第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)」を加え、同条第八項中「第十三号又は第十四号」を「又は第十二号の三から第十四号まで」に改め、「主として」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第二項」を「第二項ただし書又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、

同条第四項中「前項」を「第三項」に、「又は第二項」を「第二項ただし書又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 郵便貯金銀行は、郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社(郵便貯金銀行の子会社及び同項第十二号の三に掲げる会社を除く。)が同号に掲げる会社となったことを知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第百二十条第一項第二号及び第百二十三条第二号中「第百十一条第八項」を「第百十一条第九項」に改める。

第百九十六条第三号中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第四号中「第百十一条第六項」を「第百十一条第七項」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第十四条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

第二条第二項中第四十六号を第四十七号とし、第三十一号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 資金決済に関する法律第二条第八項に規定する仮想通貨交換業者

第二条第三項中「前項第三十八号」を「前項第三十九号」に改める。

第四条第一項中「第一条第二項第四十二号」を

「第二条第二項第四十三号」に、「第二条第二項第四十三号から第四十六号まで」を「第二条第二項第四十四号から第四十七号まで」に改め、同条第二項及び第五項の表頭等(人格のない社団又は財団を除く。)の項中「第二条第二項第四十三号から第四十六号まで」を「第二条第二項第四十四号から第四十七号まで」に改める。

第七条第二項中「第二条第二項第四十三号から第四十六号まで」を「第二条第二項第四十四号から第四十七号まで」に、「別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項」に改める。

第八条第一項及び第十二条第一項中「第二条第二項第四十三号から第四十六号まで」を「第二条第二項第四十四号から第四十七号まで」に改める。

第二十二条第一項第一号中「第三十号まで及び第四十五号」を「第三十一号まで及び第四十六号」に改め、同項第九号中「第二条第二項第三十一号」を「第二条第二項第三十二号」に改め、同項第十号中「第二条第二項第三十二号から第三十四号まで」を「第二条第二項第三十三号から第三十五号まで」に改め、同項第十一号中「第二条第二項第三十三号及び第三十四号」を「第二条第二項第三十四号及び第三十五号」に改め、同項第十二号中「第二条第二項第三十五号」を「第二条第二項第三十六号」に、「同項第四十一号」を「同項第四十二号」に改め、同項第十三号中「第二条第二項第三十六号及び第四十六号」を「第二条第二項第三十七号及び第四十七号」に改め、同項第十四号中「第二条第二項第三十七号、第三十八号及び第四十号」を「第二条第二項第三十八号、第三十九号及び第四十一号」に、「同項第四十一号」を「同項第四十二号」に改め、同項第十五号中「第二条第二項第三十九号」を「第二条第二項第四十号」に改め、同項第十六号中「第二条第二項第四十三号」を「第二条第二項第四十四号」に改め、同項第十七号中「第二条第二項第四十四号」を「第二条第二項第四十五号」に改め、

同条第四項中「第二条第二項第四十号」を「第二条第二項第四十一号」に改め、同条第七項中「第三十二号及び第三十三号」を「第三十三号及び第三十四号」に改める。

第二十三条第一項第一号中「第二条第二項第三十九号」を「第二条第二項第四十号」に改め、同号中「第二条第二項第四十四号」を「第二条第二項第四十五号」に改める。

第二十八条第一項中「第三十五号」を「第三十六号」に、「別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項」を「別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項」に改める。

第三十一条を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

第三十条 他人になりすまして第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者(以下この項において「仮想通貨交換業者」という。)との間における仮想通貨交換契約(資金決済に関する法律第二条第七項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。)に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、仮想通貨交換業者において仮想通貨交換契約に係る役務の提供を受ける者(以下この項において「識別することができると付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報(以下この条において「仮想通貨交換用情報」という。)の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、仮想通貨交換用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることを情を知って、その者に仮想通貨交換用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当

な理由がないのに、有償で、仮想通貨交換用情報を提供した者も、同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同表第二条第二項第三十七号に掲げる者の項中「第二条第二項第三十七号」を「第二条第二項第三十八号」に改め、同表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項中「第二条第二項第三十八号」を「第二条第二項第三十九号」に改め、同表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十号」に改め、同表第二条第二項第四十号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十一号」に改め、同表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十二号」を「第二条第二項第四十三号」に改め、同表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十四号」に改め、同表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十四号」を「第二条第二項第四十五号」に改め、同表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十五号」を「第二条第二項第四十六号」に改め、同表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十六号」を「第二条第二項第四十七号」に改める。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)

第十五条 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第十二条の二」の下に「第三十項を除く。」を加える。

(国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の一部改正)

第十六条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「第二条第二項第四十号」を「第二条第二項第四十一号」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)

第十七条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「フまで」を「コまで」に改め、同項第三号中フをコとし、ケをフとし、マの次に次のように加える。

ケ 仮想通貨交換業を行う者

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 附則第二条から第八条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成二十八年五月三十一日印刷

平成二十八年六月一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F